# 熊取町議会委員会会議録

# 議員全員協議会

平成29年2月24日開催

# 熊 取 町 議 会

#### 

〔議員全員協議会(2月24日)〕	
基幹系システムの更新について	2
熊取町第3次障がい者計画について	10
介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けた本町の特色ある事業について	20
熊取町下水道事業経営戦略の策定について	30
その他	34
1. 損害賠償金の回収状況及び今後の対応について	34
2. 平成29年4月1日付組織の一部見直しについて	35
3. 熊取町水道事業の変更について	35
4. その他	36

# 議員全員協議会

月 日	平成29年2月24日	(金曜) 招集				
場所	熊取町役場北館3	階大会議室				
出席議員	1 番	文 野 慎	治	2 番	重 光	俊 則
	3 番	浦 川 佳	浩	4 番	阪 口	均
	5 番	坂 上 昌	史	6 番	鱧 谷	陽子
	7 番	二見裕	子	8 番	渡 辺	豊 子
	9 番	服部脩		10 番	矢 野	正憲
	11 番	佐 古 員	規	12 番	河 合	弘 樹
	13 番	江 川 慶	子	14 番	坂 上	巳生男
欠席議員	なし					
説 明 員	町 長	藤原敏	司	副 町 長	中 尾	清 彦
	教 育 長	勘六野	朗	企 画 部 長	貝 口	良夫
	企画部理事	明 松 大	介	総 務 部 長	南	和仁
	総務部理事	林 利	秀	総務部理事	阪 上	敦 司
	総務部理事	田宮克	昭	健康福祉部長	小 山	高 宏
	健康福祉部理事	山 本 浩	義	上下水道部長	山戸	寛
	上下水道部理事	永 橋 広	幸	教 育 次 長	中 谷	ゆかり
	政策企画課長	橘和	彦	財 政 課 長	東 野	秀 毅
	広報公聴課長	巌根晃	哉	人 事 課 長	道端	秀 明
	契約検査課債権整理対策室長	井 口 雅	和	健康・いきいき 高 齢 課 長	石 川	節 子
	介 護 保 険 ・ 障がい福祉課長	野 原 孝	美	介護保険・障が い福祉課参事	根来	雅美
	上水道課長	大 西 順	二	下水道課長	山 田	卓 幸
	学校教育課長	松狼敬	_			
事務局	局 長	阪 上 清	隆	書記	阪 上	章

# 案 件

- 1) 基幹系システムの更新について
- 2) 熊取町第3次障がい者計画について
- 3) 介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けた本町の特色ある事業について
- 4) 熊取町下水道事業経営戦略の策定について
- 5) その他
  - 1. 損害賠償金の回収状況及び今後の対応について
  - 2. 平成29年4月1日付組織の一部見直しについて
  - 3. 熊取町水道事業の変更について
  - 4. その他

議長(重光俊則君) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありが とうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全 員協議会を開会いたします。

# (「13時30分」開会)

議長(重光俊則君)本日の案件は、基幹系システムの更新についての件ほか3件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、案件1、基幹系システムの更新についての件を説明願います。巌根広報公聴課長。 広報公聴課長(巌根晃哉君) それでは、私のほうから基幹系システムの更新についてご説明させていた だきます。

お手元資料の1ページをごらんください。

まず、1つ目としまして、本町の基幹システムの状況でございます。

本町にある住民記録システムや税システムを初めとする基幹系システム、これにはソフトウエア、ハードウエアを含みます、につきましては、平成22年度にカスタマイズを抑え、業務パッケージをそのまま利用するとした取り扱い方針のもとに、プロポーザル方式による業者選定を経て、富士通株式会社の業務パッケージシステムであるミサリオを平成24年4月から運用しているところでございます。

当該システムは、平成29年3月末をもってリース契約等期間満了を迎えるため、ハードウエアの保守限界である平成30年3月末まで1年間利用延長し、同年4月からの運用開始に向け平成29年度中にハードウエアの更新を行うこととしております。

2つ目の基幹系システムを取り巻く情勢でございますが、政府方針としまして、世界最先端 I T 国家創造宣言などが閣議決定されており、その中で I T化推進として自治体クラウドの導入を図り、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮等を目指すこととされておるところでございます。

全国の自治体におけるクラウドの取り組みを見てみますと、自治体クラウドは19%、単独クラウドが28%となっておりまして、今後移行を予定している自治体を含めますと、自治体クラウドは24%、単独クラウドが33%と見込まれておるところでございます。

今、ちょっと自治会クラウド、単独クラウドといったクラウドという言葉を使用させていただいたんですけれども、クラウドやクラウド化といいますのは、本町のケースで端的に説明させていただきますと、役場庁舎内にコンピューターを設置して運用してきたシステムを、専用回線を通じて外部事業者が提供するサービスを利用する形に置きかえることでございまして、提供されるサービスをクラウドサービスというものでございます。また、単独クラウドとは文字どおり単独の自治体でクラウド化を進めること、自治体クラウドといいますのは、複数の自治体でクラウド化を進めることとご理解いただければと思います。

次に、3点目の更新に係る方針でございますが、本町の業務パッケージ、ソフトウエアにつきましては、データ移行費の抑制等の理由から、平成24年度導入当初の方針として最低10年は利用することとしているため、平成34年度まで継続する予定でございます。

しかしながら、ハードウエアにつきましては、先ほどの基幹系システムを取り巻く情勢等を踏ま え、コスト削減や災害時における業務継続の取り組みとして、当該更新時において単独クラウド化、 ハードウエアの共同利用を進めてまいります。

なお、今後は平成35年度の業務パッケージ、ソフトウエアを含めた見直しに向けて、引き続き大阪府下自治体で構成する自治体クラウド検討会へ参加し、自治体クラウドへの移行も視野に入れた全体的な検討を継続していきます。

2ページをお願いいたします。

4点目としまして、更新対象業務でございます。

今回の更新対象となる業務は、次の①と②がございまして、クラウドサービスが提供されている ①の住基、税、国保、児童手当、医療費助成、介護の業務をクラウド化し、クラウドサービスの提供がない②の滞納、住基ネット、下水道受益者負担金、し尿、要支援者支援、埋火葬業務は自庁の まま残します。

3つ目の健康管理、後期高齢、子ども・子育て支援、障がい者福祉、住基ネットにつきましては、制度改正時期等の理由によりまして、更新のタイミングが異なる業務でありまして、また現時点では先ほどの②の業務と同様にクラウドサービスの提供がないため、②の業務とあわせて今後クラウド化も視野に入れた検討を進めてまいります。

次に、5番目として費用比較ですが、平成24年度の現行システム導入時の費用と、各更新手法で 試算した費用を記載させていただいております。ごらんのとおり、一番安価となりますのが単独ク ラウドによる更新手法となっております。

なお、一番下の米印の記載のとおり、自治体クラウドに係る費用積算につきましては、困難なため未掲載とさせていただいておりますが、本町が検討したケースでは約4億円程度の経費となっております。

最後に3ページをごらんいただけますでしょうか。

クラウド化した際のイメージ図を掲載させていただいております。

一番上に役場庁舎内に自前でハードウエア、ソフトウエアを構築した現行システムを記載させております。今回、当該システムのハードウエアの更新に際し、矢印下の単独クラウドへと移行するものでございますが、先ほど4、更新対象業務でご説明させていただきましたように、一部自庁に残るシステムがございます。

また、単独クラウドといいましても、ソフトウエアもハードウエアも単独でクラウド化するのではなく、ハードウエアは共同利用しますので、コストメリットが働く形となってございます。

そして、一番下が国が目標としております自治体クラウドの形となるんですけれども、外部事業者によるクラウドサービスの提供がなければ、図にお示ししているように、やはり一部システムは自庁に残る形となります。

自治体間におけるシステム更新のタイミングや業務運用の調整、作業など共同調達、共同運用を 行う自治体クラウドへの移行というのは、広域での取り組みであったり都道府県レベルの強力な推 進力がなければ、なかなか足並みをそろえての実現というのは難しいと考えておりますが、将来の 自治体クラウド化を見据えて、まずは単独クラウドに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で基幹系システムの更新についての説明とさせていただきます。

- 議長(重光俊則君)ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。佐古議員。
- 11番(佐古員規君)まず単独クラウドで行っていきますということでしたけれども、将来的には自治体クラウドで考えていますと。私自身も多分自治体クラウドが一番最終の形態かなとは思っているわけですけれども、2ページの一番下、費用比較のところで、単独クラウドによる更新は約3.2億円、その下に注釈で書いているところは、自治体クラウド導入の場合は約4億円となっているんですけれど、普通に考えたら自治体クラウドにするほうが開発費用とかそういった面は半分できるため、かなり安くなるというふうに思っているんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

議長 (重光俊則君) 嚴根広報公聴課長。

広報公聴課長(巌根晃哉君) 今、佐古議員おっしゃるように、自治体クラウドというのは基本的に一番 安くなるケースというふうに私どもも理解はしておるんですけれども、ここに記載させていただい ておりますのは、あくまで、先ほども言いましたように、本町におけるケース、今回検討したケースでの費用となっておりまして、どういう形で検討した形かと言いますと、もう既にクラウド化を やっておるチーム、自治体、そちらのほうに本町が合流する形で費用積算となっております。

ですから、今もう既にクラウド化している団体に後で乗っていく形になりますので、そこに乗っていく費用につきましては、町単独での持ち出しという形になるということで、約4億円の額という積算になったところでございます。

議長(重光俊則君)佐古議員。

11番(佐古員規君)後から乗っかるにしたって、その4億円というのは、それ以前に、それならもっとかかっていたということかもしれないんですけれども、それはそうおっしゃるんであればそうかもしれないですけれども、今現在自治体クラウドを近隣でやられているようなところ、もしくは今参考にしているような自治体クラウドをされているところというのは、どのあたりなんですか。

議長(重光俊則君) 嚴根広報公聴課長。

広報公聴課長(厳根晃哉君)大阪府下で実績、今既にもうやっておるところというのは、高石市と忠岡 町、田尻町、この3自治体による1チームのみでございます。

現在、28年度において検討を開始し、既に機器の調達に入っておるところが、豊能町、河南町、 千早赤阪村、この3自治体の1チームとなっており、府下では2チームというところになってございます。

以上です。

議長(重光俊則君)佐古議員。

11番(佐古員規君)本来、理想は国もしくは大阪府がまとめてやるべきことかなと思っているんで、各自治体がそれぞれどこと手を組んでやるということもおかしな話かなというふうには考えています。それとあと、自治体クラウドに移行を考えている場合にですけれども、仕様的には今の現行システムを使っている業務パッケージ、それはほぼほぼ国基準を満たしているのかどうか、それとも、要は心配しているのは、自治体クラウドに移ったときには全く基幹のシステムが変わってしまって、また余計にお金がかかるということなのか、その辺どういうふうな考えなのかお聞かせください。

議長(重光俊則君)巖根広報公聴課長。

広報公聴課長(巌根晃哉君) 今ご質問のところは、まず単独クラウドに移行する際ということでよろしいんでしょうか。将来的に自治体クラウドに移行する際……

(「将来」の声あり)

広報公聴課長(厳根晃哉君) おっしゃるように将来的に自治体クラウドに移る場合というのは、自治体クラウド、ソフトもハードも基本的に共同調達、共同運用という形になりますので、基本的にはこれはもう国も推奨していることですけれども、標準パッケージを使っていくような形になるかと考えております。

以上でございます。

(「メーカーとかは」の声あり)

広報公聴課長(巌根晃哉君)メーカーとかは、今特に何も指定はございませんので、はい。 以上です。

議長(重光俊則君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番 (江川慶子君) 余り詳しくないんやけれども、今使っている基幹システムというのが平成24年から使われているということで、コンピューターの世界は日進月歩でどんどんよくなっていくというか、速くなっていくというか、そういうものですので、古いものを大事に長く使うよりは、どこかできちんと今の性能に合ったような形で更新していくことは大事なことだなと思っております。

それで、経費削減になるというのは、もっとなるんかなと思っていたらそうでもないのがちょっと悲しいかなと思ったんですけれど、単独クラウドを一旦経て、それで共同利用という形に将来的に進んでいくということで、その中で無駄にならないようにすることがまず大事だと思うんです、費用面のところでも。一定ハードウエアがこの時期はこれが要って、その次にこれが要ってとなると、またお金が加算する部分が出てくると思うんですが、その辺の配慮というのはどういうふうに考えてはるんでしょうか。

議長(重光俊則君)嚴根広報公聴課長。

広報公聴課長(巌根晃哉君) もちろんこういう情報、電子計算機器というのは大変費用のかかるところではあるんですけれども、もちろん更新に当たっては無駄なく更新していくという形をとっておりまして、ですから24年当初システムを入れかえるときに、ソフトパッケージにつきましては使える

ものは10年まず使っていくと。これを仮にもし今回ハードウエアをかえる際に合わせて、5年でやりかえるという形になりますと、業務の運用の部分が、せっかく5年でなれたものが、またシステムが変わることによって職員の負担も大きくなる、また住民への影響も大きくなるということから、ソフトのパッケージは基本的に10年を使うというのが当初の取り扱い方針でございます。

ハードの部分につきましては、やはり保守の限界というのがこういう機器類につきましては、5年というのが一定の目安でございます。その中で本町としましても費用がかさまないように、まずは1年間保守限界、壊れたときの部品があるとか、取りかえ作業をやっていただけると、保証の期間内1年間は期間延長で使用させていただいて、その後新たに更新するという方法をとっております。

ですから、5年間のリースを経まして5年でリースアップしますので、6年目につきましては機器のリース料がかからないという形で、1年間保守だけで、まず現状使っていくという形になります。その保守で使わせていただいている間に、次の5年のハードの部分を新たに構築作業に入るというふうにして、経費の削減に努めておるところでございます。

以上です。

#### 議長(重光俊則君)江川議員。

13番 (江川慶子君) わかりました。古いものを経費もかさむ中でずるずると延ばすよりは、一定時期を 見て早目に更新するほうがいいのかもしれないなと思ってお聞きしたんです。1年保守だけで済む ということで、効果が上がるということですね、わかりました。

#### 議長(重光俊則君)ほかに質疑ありませんか。阪口議員。

4番(阪口 均君)単独クラウドで、ほかの市もしくは町と組んでやると思うんですけれども、今のところどこととかいうふうなことは考えにあるのか、それとも富士通がセッティングするのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

# 議長(重光俊則君)巌根広報公聴課長。

広報公聴課長(巌根晃哉君)申しわけございません。単独クラウドですので、あくまで本町独自で、本町のみだけでのクラウドという形になります。

先ほど言いましたハードの部分というのは、これが富士通がパッケージとして持っているハードウエアでして、資料の3ページをごらんいただけますでしょうか。

そちらの真ん中に丸で囲んでおるところなんですけれども、ハードウエアの共同利用というふうに書かせていただいておりまして、現在5団体確定と書かせていただいております。残り20団体が検討中という形になっておりまして、現在この20団体の中に本町が入っているというご理解をいただければと思います。

# 議長(重光俊則君)よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。佐古議員。

11番(佐古員規君)ちょっとさっき聞いた補足でお聞きしたいんですけれども、単独クラウドはもちろん富士通と自庁、うちとの契約になりまして、共同で使われている市町がありますよということですけれども、それが今度自治体クラウドになると、共同の業務パッケージということは、ソフトの開発とかそういった費用も、その分案分でできるという一番最大のメリットになると思います。

ですけれども、それは、今の現状でいくとどれぐらいしんどいんかなというのをちょっとお聞かせいただけたらなと。だから、他市が多分それぞれもう独自にこういうソフトを入れられていると思うんで、やり方もそれぞれ今現在違うと思うんです。それを合わせようとしていく努力というか、これは国がするのか府がするのかわかりませんけれど、どれぐらいしんどそうなのかというのを、ちょっとお聞かせ願えたらなと思います。

# 議長(重光俊則君)嚴根広報公聴課長。

広報公聴課長(厳根晃哉君) それに人が取りかかる人数であったりとか、作業量というのは、すみません、今持ち合わせてはおらないんですけれども、今、佐古議員がおっしゃられたように、あくまでもこれも組み合わせる自治体の数で本当に変わるとは思うんですけれども、それぞれの業務、住民

情報であったりとか税であったりとか、運用独自色が各自治体によってあるかと思うんですけれども、その辺の運用、ましてや条例、法規、この部分というところを合わせにいく作業があります。 必要になってきます。その労力というのは、今言った税であったり福祉部局だけでもかなりの本数がありますので、そういったところで一定考えていただければというふうに思っております。

ですから、先ほど佐古議員がおっしゃられたような標準パッケージ、これは国も進めておるところなんですけれども、できるだけ各自治体の業務を画一化してやっていくというところ、ですから本町のほうもまず単独のクラウドで乗るということで、既にもう24年にシステムを入れかえたときに、オープンシステムという形にして、極力カスタマイズを抑えた形のシステムを入れさせていただいております。こういうことをほかの自治体も取り組んでいっておれば、将来的にいろんなグループができて、そのグループで結合するような形になるのかなと思うんですけれども、その辺での統合、共同調達のしやすさというのはできるのかなと思います。

ただ、これが1年先、2年先とかそんな簡単に進むようなものではないと、私自身感じておると ころでございます。

以上です。

#### 議長(重光俊則君)佐古議員。

11番(佐古員規君) そのとおりやと思います。単独クラウドの形態ですけれども、恐らくですけれども、この形態で、今はA市、B市、熊取町がそれぞれ単独で契約しておりますけれども、業務パッケージが標準化できたら、要はA市、B市、熊取町、これがいわゆる自治体クラウドになるんであろうと思っています。ですからそういった意味では、できるだけ標準パッケージを早期にまとめていただけるよう、また要望もしていっていただきたいなと思います。

もう1点だけちょっとお伺いしたいのが、自庁に設置残分で残っている分なんですけれど、これのデータのバックアップであったり、その分のクラウド化というのはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

# 議長(重光俊則君)巌根広報公聴課長。

広報公聴課長(厳根晃哉君)自庁に残る分についてのデータのバックアップ、これは今現在も全ての業務においてバックアップデータ、サーバーというのはとっておりますので、その分については継続でやっていく形になるかと思います。

ただ、先ほども言いましたように、自庁に残る分の業務のクラウド化、これが今現在富士通のほうでサービス提供されていないものになりますので、今自庁に残っている分のクラウド化というのは、現時点では考えておりません。

以上です。

# 議長(重光俊則君)よろしいですか。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)すみません、私も余りよくわかっていないので、変な質問になるかわからないんですが、このクラウド化というのは、やっぱり災害等があったときに、単独の自治体だけでは何かあったときに困るというところで、情報を違うところで外部委託という形で処理するためのクラウド化かと思うんですけれども、それであるならば、なぜ単独クラウドにするのかなというところがちょっとよくわからなくて、今、5団体は確定で20団体は検討中というふうにありましたが、結局単独クラウドではなくて検討中というのは、自治体クラウドにもって一緒に連携して自治体クラウドを立ち上げようということで、検討している20団体があるのかなというふうに思うんですが、違うんですか。

そうであるならば、もう別に単独クラウドにせずに、やっぱり自治体クラウドを立ち上げるべき ではないかなというふうに思うんですけれど、違うんですか。

# 議長(重光俊則君)嚴根広報公聴課長。

広報公聴課長(巌根晃哉君)前段で渡辺議員おっしゃっていただいた、もうまさにそのとおりでございまして、クラウド化を進めるメリットの一つに災害時の業務継続の確保というところは、これはも

うクラウド化を進める中のメリットのうちの一つでございます。

先ほど、今の3ページの図面を見ていただいたらわかります。まず、今現在、本庁に全ての機器が入っておる形になります。もし熊取町が被災するようなことになりましたら、全ての業務は極端に言いますととまってしまうというような形になるんですけれども、今、この役場の中にある機器が、クラウド化というのは、先ほど言いました外部の事業者がそういうサービスを提供するということですので、クラウドセンター、データセンターというのが、おっしゃるように、今回富士通の場合でしたら大阪府外の他府県にそういうデータセンターがございます。

もちろんこれはどこのメーカーもそうなんですけれども、そういうデータセンターというのは、 災害だけではなくて、昨今の不審メール等のそういった脅威、セキュリティーの部分でも、富士通 を例にして挙げますと、規格指標で一番上の認定を受けているような堅牢な建物の中にうちのデー タを置くような形になっております。ですから、本庁に万が一被災があったときでも、業務継続、 そこからデータを持って来て証明書の発行であったりとか、そういうことができるという形になり ます。

これは、クラウド化のメリットでございまして、単独であろうと自治体クラウドであろうと、どちらでもこのメリットは共有できる形となってございます。 以上です。

# 議長(重光俊則君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)広域支援というんですか、そういう意味でどこかとやっぱり、今、高石市、忠岡町、田尻町は1チームで自治会クラウドを立ち上げていると。豊能町、河南町、千早赤阪村は1チームで自治体クラウドを立ち上げているというふうにありましたが、やっぱりそこが被災、何かあったときにデータはそうやって外部で委託されているかもわかりませんが、データをもとに業務するときに、やっぱりチームを組んでいたらそこのチームの職員とも連携しながらできるのかなということを思ったんですが、またそうとは違うというところですね。はい、わかりました。

# 議長(重光俊則君)ほかに質疑はありませんか。

1点だけ教えてください。今の単独で、今、24年から使っているハード等があるので、34年まで 設備をできるだけ使おうということで、単独クラウド移行と考えられているんですね。

将来、例えば34年の時点で自治体クラウドへの移行というのも検討されている。それで、検討されているのは、その時点で4億円さらにかかるという考えでしょうか。その辺ちょっと教えてください。厳根広報公聴課長。

広報公聴課長(巌根晃哉君)先ほど佐古議員の質問にもありましたように、申しわけございません。4 億円というのは、あくまで佐古議員からの指摘でちょっとそれはという話があったかと思うんですけれども、次の35年のとき、それが世の中の情勢としまして自治体クラウドがかなり進んでおって、もっといろいろ参考にできる仕様書であったりとか、今、自治体クラウドに皆さん乗っかっていこうというところなんですけれども、逆に早期の先進自治体の事例として、乗っかっていたんやけれども、いやいややっぱりこれはちょっとということで脱退する事例とかも多分出てくるかと思うんです。そういうふうないろんな先進事例がそのときには情報として入ってくるかと思いますので、その時点時点でもちろん考えさせていただきたいと思います。

ただ、現時点で35年に自治体クラウドに乗っかっていくかというところは、今現時点では確約、 お答えすることはできかねます。

もう1点、その時点で4億円かかるかということになりますと、これは今の私の私見になるかと 思うんですけれども、4億円という金額はかからないというふうに考えます。といいますのは、先 ほども言いましたように、あくまで私どもが検討したケースといいますのは、既に自治体クラウド に乗っかっているところに、うちが後追いで入っていくということですので、それにかかる費用と いうのは折半ではなくて、後で入ってくる熊取町全部自分ところで持ってねというような形でござ います。 ただ、今度自治体クラウドをうちが検討するときというのは、もう更新時期が全く同じで、例えばそれが2の団体、3の団体になるのかわかりませんけれども、現にあるパッケージを使うのではなくて、一から仕様をすり合わせて共同でプロポーザル等で調達をするという形になりますので、当然また結果としては競争性が働きますので、さらに安くなるというふうに考えております。それをトータルで検討した結果、多分恐らく4億円はかからないというふうに理解しております。以上です。

議長(重光俊則君)わかりました。ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番 (江川慶子君) すみません、ちょっともう一回確認したいんですけれども、5年契約で5年間費用で現行3億9,600万円ということですね、5年契約で。

それで、29年度で更新ということなんですが、1年間の経費、新年度予算になるんですけれども、 どのぐらいの差があるのか、今までと。それ、ちょっと聞かせていただけますか。

議長(重光俊則君)巌根広報公聴課長。

広報公聴課長(巌根晃哉君)ここの比較(試算)と出させていただいているときに、上段に初期費用、 ハード・ソフト保守費用とか諸々書かせていただいておるんですけれども、それぞれが比較するの に業務内容が変わってきております。

例えば現システム3億9,600万円、この部分の業務、その2ページの上の①、②、③の業務を見ていただけますでしょうか。現行システムと自庁設置にかかる例えば初期費用、これにつきましては、上の全ての業務の初期費用が入る形になってくるんです。

単独クラウドによる計算をするときには、初期費用のところには自庁に残る初期費用のみになって、①にある住基、税、国保、クラウド化へ移行する業務というのは、こちらは初期費用というのはかかってこない形になるんです。この業務というのは、あくまでクラウドを利用する利用料として支出する形になりますので、申しわけございません、そういった理由から個々の費用比較、しかも単年ごとというのは、申しわけございません、今資料を持ち合わせておりませんでして、総額での比較しかできていないという形になっております。

以上です。

議長(重光俊則君)江川議員。

13番 (江川慶子君) すみません、ちょっと聞きたいことと違ったように思ってごめんなさい。

今の基幹システムというのが、24年から30年まで使っているんですよね、今。その分をハードのほうですか、ですから35年までこれをもってくるわけですよね、35年に更新するんですよね。そういうことですよね。ソフトのほうは10年、ソフトは34年まで継続で、ハードはここで一旦終わって......

(「それで、クラウドで利用するという形になります」の声あり)

議長(重光俊則君)よろしいですか。巌根広報公聴課長。

広報公聴課長(巌根晃哉君)すみません、申しわけございません。

24年度にハードもソフトも全てひっくるめた形で、まず今の現行システムを全て入れかえさせていただきました。その上のソフトの部分につきましては、10年使いましょうと。この10年使う理由というのが、5年ごとでスパンの短い期間でやってしまいますと、せっかくなれた業務内容、それを新たに入れかえるという形になりますので、先ほども言いましたように、職員にも負担がかかる、住民にもご不便をかけるというケースが出てくるということで、10年使いましょうと。

ハードの部分につきましては、こういった機械物というのは一定使用限度といいますか、そういうものがございますので、5年を目安に入れかえるという形になっておりまして、その5年をこの3月で一旦迎えるんですけれども、まだ機器として使えるという判断のもと、リースアップしますので機器のリース料自体は無料で1年間引っ張りまして、保守の費用、経費だけで1年間、29年度使うという形をとらせていただきまして、29年の間に30年4月からの構築、運用できるように29年で構築するという形をとらせていただいておるというところでございます。

議長(重光俊則君)ほかに。貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)すみません、ご質問に対しては、今申し上げたとおりです。

例えば、一度機器を全面的にかえたりしますと、人件費と、あとデータ移行とか含めて、過去の 実績でいけばそれだけで5,000万円の支出となりますので、ですからできるだけソフトはもう10年 使っていくことを前提に、ソフトのほうはそういう取り扱い方針でいくと。ただ、ハードのほうは やはりそういう期間的な制限等もございますので、一度はかえていくような形で、今申し上げたと おりです。

あと、総括的に各議員のほうからご指摘、ご意見いただいたことは、今後の検討、精査させていただいた上で、検討に十分に生かせていただきたいと思います。

先ほど佐古議員のほうからおっしゃられたように、非常に本質を突かれてお話しいただいていまして、本来的には、理論的には、単独クラウドより自治体クラウドのほうが最終的には安くなると判断しております。

ただ、例えば運用の基準の統一ということで、国のほうから明確に、まだまだすぐに即時的に動けるような体制とかが整っておりませんので、どうしても近くの、あるいは同じメーカーの機器を使っている自治体とかいうのが、場当たり的に、ちょっと語弊ありますけれども、そういった形での運用になっておりますけれども、本来は大阪府であったりとか、国のほうが共通的な指針を示し、そういったところが統一的に整理していただくべきものだと考えておりますので、今後は大阪府内のほうでも自治体のほうで自治体クラウド検討会という組織もございますので、こちらのほうで情報収集なり調整のほうを進めていきたいと思います。

特に、クラウド化によって、渡辺議員もおっしゃっていたような、BCPの業務継続の大規模な 災害等と、あるいは情報の保持という点でも非常にすぐれておりますので、こういった観点からも 積極的に今回は進めていきたいということで、多くの自治体がそうでありますように、まずは現時 点では単独クラウドで出発させていただいて、行く行くは佐古議員がおっしゃっていただいたよう な形で、自治体クラウドを目指していくというふうに考えておりますので、ご支援等よろしくお願 いしたいと思います。

以上です。

#### 議長(重光俊則君)鱧谷副議長。

6番(鱧谷陽子君) すみません、今お話を聞いていて、ちょっと聞かせてもらいたいんですけれど、現行システムというのも残ることは残るんですね、②と③につきましては。ということは、そのことに対する更新、お金というのは別に要るということで、単独クラウドによる更新プラス今の更新も要るということで、ここの表だけ見ますと7,600万円ほど下がるというふうな感じに見えるんですけれど、現行システムから。

だけれども、現行システムが残るということは、何ぼかそこはお支払いをしないといけないということではないんですか、全く。そこはもう1年間だけで、後は全部かわってしまえるということでいいんですか。

# 議長(重光俊則君)嚴根広報公聴課長。

広報公聴課長(厳根晃哉君)説明不足で申しわけございません。そちらに書かせていただいている単独 クラウドによる更新、約3.2億円と書かせていただいておりますが、単独クラウドによる更新と書 かせていただいておるんですけれども、この費用には単独クラウドにかかる更新と自庁に残る機器 の費用が入っております。それを含めての比較をきちんとさせていただいております。

以上です。

議長(重光俊則君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番(佐古員規君)単独クラウドの更新のこの3億2,000万円、これの内訳というか、そういうわかる ものがあるんであれば、ちょっと見せていただきたいので、後日で結構です。ご用意いただけたら と思います。 議長(重光俊則君)巖根広報公聴課長。

広報公聴課長 (巌根晃哉君) もちろんここの部分についての積算の資料はございますので、それはまた 改めてご提示させていただきます。

以上です。

議長(重光俊則君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これをもって、基幹系システムの更新についての件を終了いたします。

それでは、案件2、熊取町第3次障がい者計画についての件を説明願います。野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君)それでは、熊取町第3次障がい者計画についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、お手元の資料をごらんください。

まず、1の計画の趣旨でございます。熊取町第3次障がい者計画につきましては、障害者基本法第11条に基づく市町村障がい者計画として策定するもので、障がい者施策の推進に当たり長期的な方向性を示す計画となるものでございます。

現計画であります熊取町第2次障がい者計画が平成28年度に最終年度を迎えますことから、前計画の基本理念等を継承しつつ、近年の障がい福祉に係る法改正などを踏まえた第3次熊取町障がい者計画を策定するものでございます。

なお、市町村障がい者計画が策定されたときは、市町村長はこれを当該市町村の議会に報告する とともに、その旨を公表しなければならないとされているものでございます。

次に、2の第3次障がい者計画策定の体制についてでございます。

障害者基本法第11条第6項の規定によりまして、市町村は計画策定に当たっては、同法第36条第4項の合議制の機関を設置している場合はその意見を聞かなければならないとされております。そのため、この規定に基づき設置しております町長の附属機関である障害者施策推進委員会におきまして、計画の内容につきまして協議、検討を行っていただきました。

なお、当委員会につきましては、学識経験者、住民代表、関係行政機関、福祉関係者、教育関係者の計15名の委員で構成されておりまして、委員名簿につきましては計画書の最終ページに掲載させていただいておりますので、後ほどご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、3、計画の位置づけでございます。

本計画は、熊取町総合計画を上位計画とし、熊取町地域福祉計画、熊取町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画、熊取町子ども・子育て支援計画、健康くまとり21などの、保健福祉分野におけ る関係計画や、教育、保育、雇用、人権、防災などの関係施策との連携を図りながら推進を行うも のでございます。

次に、4、本計画の計画期間でございます。

①計画期間につきましては、平成29年度から平成35年度までの7年間としております。

②これまでの障がい者計画と障がい福祉計画の計画年度と今後の予定につきましては、次の表の とおりでございます。

なお、児童福祉法の改正によりまして、平成30年度から障がい児福祉計画の策定が義務づけられることとなりましたので、障がい福祉計画と一体のものとして計画策定をすることを予定しております。

次に、5の熊取町第3次障がい者計画の基本理念、基本目標、取り組み方針概要についてでございます。

恐れ入りますが、別表の熊取町第3次障がい者計画の基本理念、基本目標、取り組み方針概要を

ごらんください。

こちらの表は、計画書の概要をまとめさせていただいたものとなります。それぞれの計画書の該 当ページを記載しておりますので、計画書につきましても、あわせてごらんくださいますようお願 いいたします。

まず、別表の一番左の本計画の基本理念でございます。計画書では5ページとなります。

本計画の基本理念につきましては、障がいの有無にかかわらず、全ての町民の人権が守られ、共に支え合い、安心して暮らし続けることができる熊取町を目指し、「障がいのある人もない人も住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」と定めるものでございます。

これは、前計画の基本理念である「障がいのある人もない人も安心して地域で共に暮らせる健やかでふれあい豊かなまちづくりを目指して」を継承していくものとしているものでございます。

次に、別表の左から2列目の基本目標でございます。計画書では6ページから7ページとなります。

この基本目標は、本計画の基本理念の実現に向けての取り組みを進めるために定めるもので、本 計画におきましては4つの基本目標を定めております。

まず、1つ目の基本目標としまして、障がい者が生きがいを持ち、自分らしく暮らせるまちづくりとしまして、障がい者を取り巻く社会障壁を取り除き、障がい者のエンパワメントやストレングスに着目して個性や能力を発揮させ、生き生きと社会で暮らせるまちづくりを目指します。

次に、2つ目の基本目標としましては、生涯にわたって切れ目のない支援があるまちづくりとしまして、障がい者の生涯生活を通して必要な支援が切れ目なく行うことができるように、福祉、教育、労働など幅広い分野が連携した横断的な支援が提供されるように取り組みます。

次に、3つ目の基本目標としましては、地域が支えて安心して暮らし続けられるまちづくりとしまして、障がいの有無にかかわらず住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域における自立した生活を支援する仕組みづくりを進めます。

次に、4つ目の基本目標としましては、一人ひとりの違いを個性として認め、理解し合えるまちづくりとしまして、町民一人一人が障がいや障がい者について正しく理解し、障がい者の個性や人格、生活が尊重されるまちづくりを目指します。

次に、別表左から3列目からの取り組み方針、目指すべき姿、目標に向かっての取り組みでございます。計画書では8ページから43ページまでとなります。

本計画では、基本理念と基本目標を踏まえ5つの取り組み方針を定めております。また、5つの取り組み方針に対しまして、それぞれ目指すべき姿と現状と課題、そして目標に向かっての取り組みを記載しております。本日は時間の都合上、取り組み方針と目指すべき姿、そして目標に向かっての取り組みの一部をご紹介させていただきます。

計画書の10ページをごらんください。

まず、取り組み方針の一つ目としましては、障がいを理解し、支え合う社会の推進です。目指すべき姿を障がいへの正しい理解と支え合いが広まっているとしまして、障がい者差別の解消や重大な人権侵害である障がい者虐待に対して、その防止、解決に向けた取り組みを推進します。

1-1、障がい者差別の解消に向けての目標に向かっての取り組みとしましては、計画書の $12^{\circ}$ ージに記載しておりますとおり、障害者差別解消法や障がい者差別に関する相談窓口の周知啓発などの取り組みのほか、4項目を上げております。

次に、1-2、障がい者の権利を守るためにの目標に向かっての取り組みとしましては、14ページに記載しておりますとおり、(1)障がい者虐待防止対策事業の推進としましては、虐待に関する相談窓口の周知や関係部署や関係機関との連携を強化した障がい者虐待の未然防止、早期発見、発生時の迅速な対応や再発防止への取り組みのほか、2項目を上げております。

また、(2)人権を守るためにの目標に向かっての取り組みとしましては、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の普及啓発のほか、3項目を上げております。

次に、1-3、障がいへの理解と啓発を進めるためにの目標に向かっての取り組みとしましては、 障がいに対する理解の促進としまして、障がい者週間などにおいての障がいに対する正しい理解、 交流を目的とした啓発活動の取り組みのほか、4項目を上げております。

次に、計画書17ページの取り組み方針2、ワンストップで相談できる体制の充実につきましては、 目指すべき姿を身近な地域で一人ひとりに合った相談を受けられる環境が整っていると定め、相談 支援事業所を初め、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの町内の各種団体等と連携し、 身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

具体的には2-1として、相談支援の充実をめざしての目標に向かっての取り組みとしまして、18ページに記載しておりますとおり、(1)障がい者一人ひとりにあったケアマネジメント体制の充実としまして、障がい者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、保育、教育、労働など幅広い分野の横断的な連携体制及び生涯生活を通して切れ目のない相談体制支援の構築のほか2項目を、また(2)関係機関との連携強化としましては、地域における総合的な相談体制の整備を図るほか、コミュニティソーシャルワーカーを配置するとともに、相談を受け持つ保健、医療、学校等の各相談機関との連携によるネットワークづくりの推進ほか、3項目を上げております。

次に、19ページの取り組み方針3、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援の充実としましては、 目指すべき姿を必要な情報が提供され、必要な支援が受けられる環境が整っているとしまして、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、生涯に応じた情報提供を行うとともに、一人一人の環境に 応じた支援に努めます。また、防災、防犯につきましては、地域で支える体制づくりに努めます。

まず、3-1、必要な情報を必要な人が知るためにの目標に向かっての取り組みとしましては、20ページに記載しておりますとおり、障がい者が必要な情報を取得できる環境づくりとしまして、広報くまとりや福祉の手引きを活用し、障がい者が必要な情報を得られるよう取り組みを行うほか、3項目を上げております。

また、3-2、町民同士が支え合い、地域で安心して暮らすためにの目標に向かっての取り組みとしましては、22ページに記載しておりますとおり、(1)地域で自立した生活を送るための支援としまして、障がい者の希望する生活に応じた住まいや介護、日中活動、相談支援などの適切な福祉サービスの提供のほか 2 項目を、また(2)地域で安心して生活を送るための支援としましては、障がい者の家族に対する支援の充実として、家族支援を目的とした日中一時支援などのサービスを提供するほか 2 項目を、また(3)障がい特性に応じた支援としましては、障がい者の意志疎通支援のため、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、支援者の派遣の充実のほか、1 項目をそれぞれ上げております。

次に、3-3、安心して保健・医療サービスを受けるためにの目標に向かっての取り組みとしましては、24ページに記載しておりますとおり、(1)健康づくりの推進としまして、生涯生活を通して、生活習慣病の予防などの普及啓発を進めることで障がいの重度化の防止などに努めるほか、1項目を上げております。

また、(2) 医療体制の充実としましては、在宅医療については大阪府等と連携しながら、障がい者への医療受診の一層の充実や、障がい者が訪問診療、訪問介護等の医療サービスを受けやすくなる体制づくりの推進のほか、3項目を上げております。

次に、25ページの3-4、災害時の避難を含めた防災対策を進めるためにの目標に向かっての取り組みとしましては、27ページに記載しておりますとおり、(1)災害時における支援体制の整備としましては、障がい者やその家族に対して食料や障がい特性から必要となる物品等の備蓄、避難場所や避難ルート等の確認など、平常時からの備えについての啓発に取り組むとともに、自治会活動など日ごろからかかわりのある人たちと連携した避難支援体制づくりを進めるほか、2項目を上げております。

また、(2)地域の見守りと緊急時支援の取り組みとしましては、自治会活動や校区・地区福祉 委員会などの地域コミュニティを通じ、日ごろからかかわりのある人たちと連携した避難支援の重 要性の普及啓発活動のほか、1項目を上げております。

次に、28ページの3-5、安心して生活するための防犯活動を進めるためにの目標に向かっての取り組みとしましては、(1)防犯体制づくりの取り組みとしまして、自治会活動や校区・地区福祉員会などでの地域コミュニケーション活動と連携した地域住民による見守り活動の促進や、地域ぐるみの防犯体制づくりほか、4項目を上げております。

次に、29ページ取り組み方針4の子どもの育ちを支える体制の整備としましては、目指すべき姿としまして、0歳から18歳まで切れ目のない支援を行うための体制が整っているとしまして、引き続き関係機関が連携し障がい児に対して適切な支援を行います。

まず、4-1、早期療育の充実の目標に向かっての取り組みとしましては、31ページに記載しておりますとおり、(1)相談支援体制・療育支援体制の充実としまして、乳幼児健診、発達相談等から早期発見、早期支援体制を一層充実するとともに、関係機関が連携して障がい児サービスを周知するなど療育につながる支援体制の一層強化のほか、3項目を上げております。

また、(2)障がい児を育てる保護者への支援としましては、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援や放課後等デイサービス等の適切な支援の実施のほか、1項目を上げております。

次に、32ページの4-2、保育と教育の充実の目標に向かっての取り組みとしましては、34ページに記載しておりますとおり、(1)障がい児の保育と教育の充実としまして、保育士の障がいに関する知識向上を図り、個々の障がいに対応した保育に努めるとともに、子どもたちがお互いに思いやりながらともに成長できるような取り組みのほか、2項目を上げております。

次に、35ページの取り組み方針5、社会活動等に参加できるための支援につきましては、目指すべき姿を障がい者が社会活動、地域活動、文化・芸術・スポーツ活動に参加しやすくなっているとしまして、障がい者にとって社会のつながりを持つ大切な機会である社会活動等に本人の希望に沿った活動ができるよう、必要な支援を行います。

まず、5-1、社会活動、地域活動、文化・芸術・スポーツ活動等への参加を促進するためにの目標に向かっての取り組みとしましては、36ページに記載しておりますとおり、(1)文化・芸術・スポーツ活動等余暇活動の促進としまして、文化・芸術・スポーツ活動への参加を通じて、障がい者が生活を楽しむことができ、社会参加と交流を図れるよう、気軽に参加できる活動の機会の充実のほか、2項目を上げております。

また、(2) 社会活動への参加支援としましては、障がい者自身が気軽に地域生活等に参加できるよう、地域の行事やイベント等の機会を捉え、障がい者が参加しやすい環境づくりに努めるほか、4項目を上げております。

次に、5-2、コミュニケーション支援の充実をめざしての目標に向かっての取り組みとしましては、38ページに記載しておりますとおり、(1)コミュニケーション支援の充実としまして、熊取ふれあいセンターに手話通訳者を配置するなど、コミュニケーション支援の充実に取り組むほか、3項目を上げております。

また、5-3、ユニバーサルデザインに基づくバリアフリーを進めるためにの目標に向かっての取り組みとしましては、40ページに記載しておりますとおり、(1)誰もが安全で快適に生活できる施設整備の推進としまして、障がい者が安心して出かけられるようバリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路、建物、公園、公共交通機関等の施設整備等への取り組みのほか、2項目を上げております。

また、5-4、就労支援の充実に向けての目標に向かっての取り組みとしましては、43ページに記載しておりますとおり、(1)一般就労支援に向けての取り組みとしまして、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労ができるような総合的な支援の推進ほか2項目を、また(2)企業等への合理的配慮に関する啓発としまして、企業に向けて障がい者雇用を啓発するなど、障がい者理解の推進への取り組みのほか1項目を、また(3)福祉的就労の場における取り組みとしましては、特別支援学校と連携しながら、在学中から進路相談にかかわり、卒業後の円滑な福祉サービス

の利用につなげられるよう努めるほか、1項目をそれぞれ上げております。

基本理念、基本目標、取り組み方針の概要の説明につきましては、以上でございます。

なお、計画書の44ページからの第4章におきましては、本町の障がい者を取り巻く現状としまして、障がい者手帳の所持者の状況などを記載しております。

また、56ページからは参考資料としまして、関係法令の概要、用語集、計画策定体制及び策定の 経過を記載させていただいております。後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いします。 恐れ入ります、資料の2ページにお戻りください。

計画策定の経過でございます。

本計画の計画策定の経緯でございますが、まず平成28年5月16日に第1回障害者施策推進委員会を開催し、障がい者計画についてとしまして、計画期間や障がい者施策体系の検討、それから計画書の構成についてご意見をいただきました。

次に、8月から9月にかけまして当事者ヒアリング、意見交換をいたしました。障害者団体や就 労支援事業所などにお伺いし、現在お困りのこととかご希望などについて直接お話をお伺いいたし ました。

次に、9月14日に第2回障害者施策推進委員会を開催しまして、第1回の委員会におきましていただきましたご意見や、当事者ヒアリングでいただきましたご意見を踏まえまして作成しました障がい者計画の素案について検討をいただきました。

なお、ヒアリングでいただきましたご意見の一部につきましては、計画書内の当事者ヒアリングよりとしまして、掲載をさせていただいております。

次に、11月21日に第3回障害者施策推進委員会を開催しまして、第2回の委員会においていただきましたご意見をもとに作成しました障がい者計画の案についてご意見をいただき、計画案について承認をいただきました。

その後、12月5日から26日までの間に、計画案につきましてパブリックコメントを実施いたしました。このパブリックコメントの募集につきましては、12月広報並びに町ホームページにおいて周知を行いまして、役場住民情報コーナー、熊取ふれあいセンター、ひまわりドーム、図書館、煉瓦館、駅下にぎわい館及び町ホームページにて閲覧を行いました。

次に、平成29年2月13日に第4回障害者施策推進委員会を開催いたしまして、パブリックコメントでいただきましたご意見など、計画内容をご確認いただき、本日お示ししています計画案について承認をいただいたものでございます。

次に、7、住民への周知についてでございます。

第3次障がい者計画の全体版につきましては、役場住民情報コーナー及び熊取図書館に設置するとともに、町のホームページにおいても掲載をいたします。また、計画書の概要版を作成いたしまして、5月号広報の配布時に全戸配布を行う予定にしております。

また、概要版につきましては、振り仮名ありのものについても作成いたしまして、ご希望者の方に配布をさせていただく予定としております。

また、あわせまして、概要版につきましては、点字版、音声版につきましても作成を予定しております。

以上で第3次障がい者計画の説明を終わらせていただきます。

- 議長(重光俊則君) ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。 江川議員。
- 13番 (江川慶子君) 今ご説明いただいて、すごい計画だなということで、議員の私としても身の引き締まる思いで聞かせていただきました。

各障がいに関連して細かく書かれているんで、これをこの7年間具体化して取り組むということは、とても大変なことだなと。そういう部分では、本当に身の引き締まる思いでお伺いしました。 単純な質問なんですけれども、1ページのところで4番のところ、前回までは最初の計画も第2 次の計画も10年の計画でしたが、今回、この計画は第3次で7年ということなんですが、その次を 見ると第4次は6年予定と書いてあるんですけれども、この辺のご説明お願いします。

議長(重光俊則君)野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君)ご質問いただきました計画期間の件なんですけれども、これまで10年間ということで計画を策定していたんですけれども、障がいの政策につきましては、今回策定させていただいております障がい者計画と来年度策定予定にしております障がい者福祉計画という2本の大きな計画がございまして、その2つの計画を両輪で推進していくという形にしております。

そういうこともありまして、次期の第4期の障がい者計画を策定するときに、障がい者福祉計画と計画年度の初期を合わせまして、一体的に考えて計画を策定するほうがよいのではないかということで、近隣の状況とかも確認させていただきましたら、同じ時期に合わせて計画を策定されているところもありましたので、本町におきましてもそういった形で策定したいという考えで、今回は計画年度を合わせるために7年間という計画期間で策定をさせていただいたものでございます。

議長(重光俊則君)ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番(阪口 均君)30ページのところでちょっと教えてもらいたいんですけれども、児童発達支援というのと放課後等デイサービス、これはどこでやっているのかというのと、平成27年度でこの利用者が急激に伸びていることの理由はどんなことが考えられるのか、これは延べ人数ですけれども、実際の人数はどうなのかというところ、3点ほどですけれども、お願いしたいと思います。

議長(重光俊則君)野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君)児童発達支援と放課後等デイサービスなんですけれども、児童発達支援といいますのが、小学校に上がりますまでの就学前までのお子様に対する支援でございまして、放課後等デイサービスというのは小学校に上がってからの方の支援になります。

ちょっとどこでという細かいのを今持っていないんですけれども、町内には児童発達支援でたしか1カ所と、放課後等デイサービスで2カ所ほどあったかと思います。ちょっとすみません、事業所数はまた後ほど資料でお渡しさせていただきたいと思います。

利用者数がふえたということの理由なんですけれども、こちらの事業につきましては24年度から始まっておりまして、まず、利用されている方の口コミといいますか、通われてよかったよというのがお母さんの中にも広まりもありますし、また保育所とか学校とかでもこういった事業があるのを周知していただいていることもありまして、利用が増加しているものでございます。

議長(重光俊則君)阪口議員。

4番(阪口 均君)述べ人数ですけれど。

議長(重光俊則君)野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君)延べ人数も細かい数字を持っていないんですけれども、デイサービスのほうは大体50名ぐらいの方にご利用いただいております。またそちらにあわせてお示しさせていただきたいと思います。

議長(重光俊則君)ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)すみません、今回第3次計画というところで、今ご説明があったんですけれども、第2次計画が10年間あって、その計画に基づいて実施されてきて、その検証というのは、第3次計画の今説明していただいた計画策定の経過というのが2ページの6に書いてありますけれども、その中で検証はされておられるでしょうか。その検証された上で、新たに第3次計画、第2次でできていなかった部分を第3次の計画の中に載せておられるのか、ちょっとその辺、先に確認をさせてください。

議長(重光俊則君)野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君)本計画を策定させていただくときに、各課でもたくさん施策をしていただいていますので、第2次計画で上げている各項目につきましての進捗状況等について

確認をさせていただきまして、計画をごらんいただいたらおわかりになっていただけるかと思うんですけれども、こちらの計画というのは長期にわたる計画ですので、ずっとほとんどの内容につきましては、継続的にそれをまた充実させていくというような内容となっているんです。

ですので、長期にわたって少しずつ進めていくというのが主なものになっていますので、できていないことが改めて書いているものもありますし、法改正とかで新たに制度として進めていかなければならないことにつきましても、新たに加えて計画に上げさせていただいているというような形になってございます。

#### 議長(重光俊則君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) わかりました。ちょっとその辺が見えないので、計画はすごく必要なんで、計画を立てていただいて10年計画、7年計画で立てている中で、実際にこの部分ができている、さらにここは継続していかないといけないとか、そういったものがこの計画だけではなくて見えたらなというふうに思います。

今、継続してやっていかないといけないところで、実際、手話言語条例とかそういったものを今回取り入れたというところの成果とか、計画の中に載っておりながら、できたこと、また、まだまだ計画でまだ継続していかないといけないこととか、そういうのが一覧で見れたらなというふうに思うんですけれど、今私自身が感じているのは、36ページにある地域活動支援センター、このセンターにつきましても結局今はまだちょっと使い勝手の悪いセンターですよね。これは第2次の計画のときから変わっていますよね。1市2町で本当はやっていた分が結局単独で熊取町だけになったけれども、やっぱりちょっとつばさの遠いところにあって、障がいのある方が利用しにくくなっているというふうに思っているんです。

だから、そういった面とかを考えたときに、計画ではなく具体的にどんなふうに動いているのか というのが実際に目に見えるものがあったらなというふうに思います。

40ページにもある公共施設の駐車スペースというのにつきましても、今、町営住宅、大原住宅の 障がい者用の駐車スペースも1棟はできたけれど、あとの棟はできていないところがありますよね。 そういったこともあって、そういうものを取り組みますというふうに書いていますけれども、実際 に取り組んでいて、ここの分はできているけれど、ここはまだできていないとか、具体的に、計画 だけではなくて進捗状況というんですか、そういうものがあればなというふうに思うんですけれど、 その辺はどうなんでしょうか。

# 議長(重光俊則君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) 一つそれぞれの計画の実施すべきような取り組みという、そういう面で言いますと、先ほどお話しさせていただきましたように、この障がい者計画が長期プランということで、今回7年間というところでございます。

また、障がい福祉計画というのが、先ほど課長のほうからも3年計画ごとにこれを行ってございまして、これが30年度から32年度の3年間、29年度にまた策定を行う予定なんですけれども、そちらのほうが具体的な施策ということで位置づけてございまして、実施するような計画を3年間ベースで計画を立てていきながら、今回の障がい者計画というのは長期プランを組み立てていくと、長期的なプランを入れていくと。

議員がおっしゃられている個別の細かいところというのは、それぞれ今回も各課のほうと検証しながらしているんですが、もう一つ、長期プランの一つのほうの下の福祉計画というところで、もうちょっと下の具体的な、例えば施策についての内容を取り組みということで位置づけでございまして、そちらのほうについては1年間ごとにそれぞれ先ほどお話しさせていただきました施策推進委員会と自立支援協議会という組織もございまして、そちらの組織のほうでもその内容を検証しながらやってきているというところで、検証もしながら進めてきているというのが一つ取り組んでいる方法でもございます。

あと、地域活動支援センターのほうでおっしゃられましたつばさの横のほうでというお話なんで

すけれども、確かにその前は泉佐野市のほうにございましたんで、熊取町のほうへ移って、場所的にはつばさのほうにはございますけれども、それでも利用者人数は少しずつふえてございまして、そういった意味では利用者の方にも先ほど課長がお話しさせていただきましたように、当然ながら町役場のほうでもそういったところの利用の状況がございますというアナウンスもさせていただきますし、いろんな相談を担っていただいているところでも、こういうところがありますので、一度試してみませんかということで、お話もさせていただいていて、利用者の方もふえてきているという現状はございます。

以上でございます。

議長(重光俊則君)よろしいですか。渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) すみません、一応目標に向かっての取り組みということで説明があるんですが、実際のところ、今、先ほど部長にもありましたように、実施計画としてはここまで進捗状況という形のものが何かわかるものがあれば、またお示ししていただけたらなと思いますので、またよろしくお願いします。

議長(重光俊則君)ほかに質疑ありませんか。浦川議員。

3番(浦川佳浩君) 就労支援のことについて何点かお伺いしたいんですけれど、手帳をお持ちの方が 2,300人ぐらいいらっしゃると思うんです。その中で何人ぐらいの方が就労にたどり着いていけて いるというか、実績としてあるのか、ちょっとその人数ぐらい聞きたいんですけれど。

議長(重光俊則君)野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君)今ご質問いただいています就労移行というのは、一般企業の ほうにということでよろしいですか。

直接熊取町のほうからご紹介という形ではないんですけれども、こちらの委員にも入っていただいております泉州南障害者就業・生活支援センターというところがございまして、そちらのほうでいろいろな就職につなげていただく支援をしていただいておるんですけれども、平成27年度でたしか15名の方が一般就労のほうにつなげていただいたということで、お聞きしております。

議長(重光俊則君)浦川議員。

3番 (浦川佳浩君) 精神障がい者の方も2,300人の中にいらっしゃっていて、働きたくても働けないというような現状があって、熊取町としても就労支援という形で今取り組まれていると思うんですけれども、年齢的にやっぱり20代、30代の方が働きたいという意欲を持っていても、ずっとそれが結果的に働けない状況というか、雇ってもらえないというか、雇用まで実際に結びつかないというようなことをよく聞くんです。

それが年を重ねていって40代以降になってしまうと、やっぱり就労意欲がもうぐんと落ちてしまって、第2次見させてもらいましたけれど、ここで出ているんで非常にもったいないと思うんです。誰もがということでうたっていく以上、障がい者の方たちにとって、最終的に就労というところがきっとゴールなのかなと思いますので、その辺のところをもうちょっと力を入れて頑張っていただきたいなと思うんですけれども、町職員の障がい者の雇用状況についても、身体障がい者の方は平成14年から見ていたらずっと7、8人という形になっていて、それ以外の知的障がいとか精神障がいはずっとゼロだと思うんです。この辺に関してはどういう見解をお持ちなのかなと思いまして。

議長(重光俊則君)道端人事課長。

人事課長(道端秀明君)障がい者の方の採用につきましては、従前障がい者の方については身体障がい者の方を対象とした採用試験を実施してございました。ただ、その関係もあって身体障がい者の方が今職員としていらっしゃるという現状でございます。

ただ、何年度だったかちょっとあれなんですけれども、雇用に関する法律も改正されてございますので、今後もし採用試験を実施していくとなってまいりましたときには、身体障がいの方、知的障がいの方、精神障がいの方、全ての方を含めまして当然ながら採用試験は検討していくべきではないかなと考えてございます。

ただ、知的障がいの方、精神障がいの方にどのような公務を提供できるのか、どのような配慮が必要なのか、いろんな面での配慮というのが当然庁舎の中一つとってみてもそういった面もございますので、そういったところも総合的に踏まえながら、今後は検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

議長(重光俊則君)浦川議員。

3番 (浦川佳浩君) すみません、いわゆる法律的に雇用できないということですか。今現状では。その 試験が。ちょっとごめんなさい、勉強不足で申しわけないんですけれど。

議長(重光俊則君)道端人事課長。

人事課長(道端秀明君)雇用ができないというわけではございませんでして、いわゆる身体障がい者の 方の障がい者の雇用率等々を踏まえますと、熊取町のほうでは障がい者の方については、障がい者 雇用率を達成しているというような現状でございましたので、採用試験のほうは実施していなかっ たというところでございます。

ですので、今後もし障がい者雇用率が達成できなくなるというようなことが予測されるときには、 当然ながら自治体としても採用試験というのは実施していく必要がございますので、そのときにあ わせて検討していきたいというところでございます。

議長(重光俊則君)よろしいですか。小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) 先ほど浦川議員からお話があった障がいをお持ちの方ということの就業に向けてというところで、障がいをお持ちの方もそうなんですけれども、やはり企業のほうでお勤めでしんどくなった方、そういう方も一般の就労へ戻っていくために、町内でもそういった作業所というのがございまして、そちらのほうで前段階で作業をいろいろ身につけながら、また一般のそういう就職のほうへ向けてという、そういう方もいらっしゃいますので、そういうところもご案内させていただきながら、その方に合った今後の就業に向けての取り組みというのも一方では行っているところもございますので、ご理解のほうよろしくお願いします。

議長(重光俊則君)ほかに質疑はありませんか。鱧谷副議長。

6番(鱧谷陽子君)52ページの障がい児の教育と保育ということについてお聞きしたいんですけれども、 私も障がい児担当していたことがありまして、学級担任であったら障がい児保育についてのそうい う研修会とかというのがきちっと行われているんですけれども、介助員と両方経験しているんです けれど、介助員になった途端そういうことには参加させてもらえない。

確かにお金のことがあるので、大変やとは思うんですけれども、毎日日々接している介助員も本当に障がい児は千差万別で、いろんな子どもたちがいるので、ちょっとした声かけで変わってくるとか、それからちょっとしたことで子どもたち同士の関係ができるとか、本当に注意深くそういういろんな場面を捉えていかないといけないと。

そういうのはやはり経験をお持ちの方のお話を聞いたりとか、こういう子どもたちはこういうところを指導したほうがいいですよというような話を聞くと変わってくると思いますので、小学校のほうは介助員に教育はどうだったかがちょっとわからないんですけれど、保育所のほうとかその辺の配慮も、専門家の先生はいらっしゃって、ご指導はされているとは思うんですけれども、いろんな話を聞けるような、そういう指導的な先生方に対する、本当に自閉症の子から多動の子から、それからいろんな千差万別がありますので、知能的な発達障がいの子から、やっぱり発達というところの観点を知っているか知らないかでは、かなり先生の子どもに対しての声かけが違ってくると思いますので、その辺ももし介助員の方々にもそういう機会を与えていただけたらというふうに思っております。またその辺はよろしくお願いいしておきます。

議長(重光俊則君)中谷教育次長。

教育次長(中谷ゆかり君)今、学校の介助員のお話が出ましたので、当然介助員の方、経験をお持ちの 方もいれば新しく採用される方もいらっしゃいますので、4月の冒頭には皆さんお集まりいただい て、一定の研修はさせていただいてございます。

その後、各介助員、基本的には担任の指示のもとに動くということになりますので、そのあたりは担任のほうから子どもの特性に応じた指導のほうさせていただいております。

教育委員会のほうではともに学び、ともに育つということで、介助員につきましてもその方向性は一緒でございますので、学校のほうは一定させていただいているということでご理解いただければと思います。

議長(重光俊則君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)保育所のほうでも今、議員おっしゃられましたように、介助員が付き添って子どもの様子を見ているということがございます。

そういった意味では、保育所におきましても介助員だけ別の動きをするということではございませんので、当然ながら保育士の先生方、そういったところと一体となって保育をするというのが基本でございますので、そういったところで保育を行っているということでご理解いただきたいと思います。

議長(重光俊則君)ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番(阪口 均君)33ページのところでお聞きします。

町立保育所に在籍している児童数580名、これに対して54名が加配児童数というふうになって、約1割なんです。

どの年を見てもほぼ1割なんですけれども、町全体でいくと障がい者というのは5.33%というふうに出ているんですけれども、この差というのはどういうふうに理解したらいいのかなと思いまして、何か見解があればお願いします。

議長(重光俊則君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) ちょっとすみません、そこまでの分析はできていなくて、そういったきちんとその理由というのはお伝えできないんですけれども、逆に、町立保育所のほうでも子どもを同じように、ほかの子どもと同様にやはり保育をさせていただくという観点で、受け入れを行っているというところで、先ほどもお話がありましたように、介助員もついていただきながら保育を進めていくという考えのもと、実施している結果ではないんかなというふうには考えてございます。

議長(重光俊則君)ほかに。阪口議員。

4番(阪口 均君)私が勝手に解釈したのは、発達障がいですか、小さい子にはそういうものがあって、 それが小中で治っていっている子が多いのかなとかいうふうな勝手な解釈をしておったんですけれ ど、そこまでも人数、これ、ちょっと開きがあり過ぎるなみたいなことは思ったんで、ちょっと質 問させてもらいました。もしいろいろ考えられることがあったら、いつでも結構ですからまた教え てください。

以上です。

議長(重光俊則君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)またそのあたりちょっと確認をさせていただきまして、分析ができました らまた議員のほうにもお知らせさせていただきたいと思います。すみません。

議長(重光俊則君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

会議の途中ですが、ただいまから3時15分まで休憩させてください。

(「15時02分」から「15時15分」まで休憩)

議長(重光俊則君)それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)すみません、先ほどの阪口議員のほうからご質問いただきました保育所の

子どもの割合と手帳を持っている割合とでというお話がございましたので、すみません。

あくまでも、先ほど見ていただきましたパーセントで5.33というところでのパーセント、こちらのほうは障害者手帳をお持ちの方、保育所のほうにつきましては、ここの文面にも書かせていただいているんですが、担当医師また保健師などから、やはりお母さんが子どもの状況を見てちょっと心配だなとかそういうことでお話をいただいたときに、そういった意見書をいただきましたら、そこで加配をさせていただいて対応しているということで、できるだけその辺は対応をできるように行っているというところで、手帳を持っているということではございませんので、子どもの状況を見た中で、できるだけ対応させていただくというところで、例えば、ことし加配については子どもでも状態がよかったら、次の年ではもうつかないという、そういう割合の中で多いということでございます。

議長(重光俊則君)野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君)先ほど、阪口議員のほうからご質問いただきました放課後等 デイサービスの利用状況なんですけれども、12月末時点で支給決定の人数のほうが53名でして、実 際ご利用いただきました方が41名でございました。

児童発達支援のほうにつきましては、支給決定のほうが26名でして、実際ご利用いただいた方も 26名でございました。

それから、放課後等デイサービスの事業所数ですけれども、現在5カ所になっておりまして、児 童発達支援のほうが2カ所でございます。よろしくお願いいたします。

議長(重光俊則君)よろしいですか。

次に、案件3、介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けた本町の特色ある事業についての件 を説明願います。石川健康・いきいき高齢課長。

- 健康・いきいき高齢課長(石川節子君) それでは、介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けた本町 の特色ある事業についてご説明させていただきます。お手元の資料をごらんください。
  - 1、概要についてでございます。

高齢者が住みなれた地域で自立した生活を続けられるよう、介護保険制度改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。総合事業の平成29年4月開始に向け、平成28年9月議会の議員全員協議会での総合事業移行の進捗状況と生活支援体制の整備について、平成28年12月議会の会期前議員全員協議会での介護予防・日常生活支援サービス事業の利用の流れ等についてと進捗状況を報告させていただきました。本議員全員協議会では、介護予防と自立支援を促す本町の特色ある事業、通所型サービスC、訪問型サービスC、一般介護予防事業について説明させていただきます。

次に、2、通所型サービスC及び訪問型サービスCについてでございます。

総合事業には、要支援等の方を対象とした介護予防・生活支援サービスと一般介護予防事業がございます。通所型サービスC及び訪問型サービスCとは、この介護予防・生活支援サービス事業の一つに当たり、基本チェックリストにより選定された方に対し、短期集中型で機能向上自立支援を促す現行の通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業から移行したサービスでございます。これまでの基本チェックリストで事業対象者と認定された方に加え、要介護認定で要支援1・2と認定された方も対象となることで事業の強化を図ります。

(1) 通所型サービスC「ふれあい元気教室」の実施内容等についてでございます。

実施回数は2クールです。1クール当たりの回数は25回で、おおむね週2回を3カ月間実施いた します。

実施時期は、1クール目が5月中旬から8月上旬、2クール目が11月中旬から2月中旬で、実施場所は熊取ふれあいセンターでございます。

スタッフは、大阪体育大学準教授、理学療法士、言語聴覚士、健康運動指導士と初めとした専門職です。なお、平成29年度からは事前アセスメント及び事後評価に薬剤師が加わり、服薬管理も含

めて対応いたします。

実施内容ですが、体力測定や可動域測定、居宅や地域での生活環境を踏まえた各種アンケート等を行い、専門職が事前アセスメントで個別サービス計画を作成し、このサービス計画に基づいた介護予防プログラムをおおむね3カ月間実施するものです。大阪体育大学準教授による講演で動機づけを行い、健康運動指導士による運動指導、栄養改善指導、口腔機能向上指導などを行います。修了前には地域ケア会議として事後評価を行い、修了後も自主グループや各種介護予防事業等へ促せるように機能向上や自立支援を行います。また、教室参加に際し、自宅へ理学療法士が訪問し、自立支援指導を行うため、訪問サービスCを併用いたします。

費用は無料で、必要に応じて送迎を行います。

続きまして、2ページをごらんください。

(2) 訪問型サービスCでございます。

実施回数は必要に応じて定め、1年通じて受けることができます。

スタッフは、理学療法士等の専門職でございます。

実施内容は、閉じこもりがちな事業対象者宅に基本的には専門職が1回訪問し、生活機能低下の 要因を総合的に把握評価いたします。また、相談、指導や3カ月間の自主トレーニングの提案、指 導を行うことで、短期間集中でサービスを行います。おおむね3カ月を経過した時点で地域ケア会 議などで評価を行います。

費用は無料でございます。

続きまして、3、一般介護予防事業でございます。

この事業は、65歳以上の方と年齢をいとわず支援活動に携わる方が対象となります。地域づくり や自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防の強化を図るものでございます。

表1一般介護予防事業をごらんください。縦軸に事業名、横軸に内容や主たる町事業を表示しております。おおむね現行の介護予防事業を継続する内容でございますが、新規事業といたしましては、表の一番下段にある地域リハビリテーション活動支援事業がございます。この事業は地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、タピオステーション(住民運営の通いの場)への理学療法士等専門職による関与を図るもので、嘱託保健師をコーディネーターとして配置するものでございます。

次に、主な事業といたしまして、地域介護予防活動支援事業のタピオステーションの立ち上げ支援・継続支援及び介護予防把握事業に当たるみまもりアンケート調査について説明させていただきます。3ページをごらんください。

(1) タピオステーション(住民運営の通いの場)による介護予防の強化をごらんください。

この事業は、大阪体育大学監修で作成した「タピオ体操+」のDVDを活用し、住民主体で運用するタピオステーションの地域展開を目指し、希望のある地域などへ立ち上げ支援や継続支援として専門職の派遣を行うものでございます。

平成27年度から平成28年度にモデル実施を行った南山の手台地区、若葉地区、水荘園地区の3カ所に加え、平成29年度は新たに10カ所を目標とし、将来的には全地域での拠点づくりを目指していきます。

支援対象は、週1回以上自主活動でタピオステーションを運営する5人以上のグループです。 実施時期は通年で、支援を行うスタッフは運動指導士を初めとした専門職でございます。

支援内容については、図1タピオステーション(住民運営の通いの場)への支援(イメージ図) をごらんください。立ち上げ支援としましては、動機づけに大阪体育大学名誉教授の講演、体力測 定、言語聴覚士、歯科衛生士の派遣、運動指導士の派遣を4回を基本としております。

継続支援といたしましては、年に1回の体力測定及び専門職派遣を徐々に支援頻度を減らしなが ら、住民主体の活動支援に促してまいります。

会場は、支援を受けるグループで確保となりますが、老人憩の家や各施設の空きスペースなどを

想定しております。

また、オプションといたしまして、タピオステーションにタピオカフェを併設可能で、立ち上げ 支援として1万5,000円の補助を予算計上しております。この事業は、地域での顔の見える関係づ くりが広がり、支え合いや助け合いの地域づくりを促す手段として行うものです。

- ②タピオステーションの周知については、ホームページ等に掲載するほか、会場がわかるように ステッカーやのぼりを配布いたします。
  - ③立ち上げ支援時に必要に応じてDVD再生機、テレビなどの物品の貸し出しも行います。
  - ④継続支援の手段として交流会を行います。
- ⑤タピオステーションと一般介護事業への学生の参画について、関西医療大学等と検討してまいります。

続きまして、4ページをごらんください。

(2) みまもりアンケート調査についてでございます。

今年度までは、65歳以上の方に対し基本チェックリストを行い二次予防事業対象者の選定を行ってまいりましたが、介護保険制度改正によりこの事業の枠組みが廃止となりました。そこで、新たに要介護・要支援認定を受けていない65歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者世帯を対象に基本チェックリストや見守り支援の希望について、引き続きアンケート調査を行い、地域包括支援センターによる見守り支援につなげるとともに、緊急通報装置や介護予防事業の周知を図ってまいります。

また、29年度に高齢者の見守り活動に賛同する住民や協力可能な事業者等が登録する見守りネットワークを立ち上げ、地域で連携して高齢者を支えるネットワークシステムの構築を予定しております。

最後に、4、総合事業開始に向けた取り組みでございます。

平成28年12月に3市3町合同で事業所説明会を行った後、町独自の取り組みといたしましては、1月11日、25日、2月15日とケアマネジャー対象に事業の説明や研修を重ねてまいりました。2月15日から順次ケアマネジャーから要支援者へ事業説明を行っているところでございます。2月17日には町内事業者を対象とした事業所説明会も行いました。27日には民生委員・児童委員への研修会にて事業説明を行う予定でございます。また、3月末には4月号広報とともに総合事業パンフレットの全戸配布を行い、広く周知を行う予定であり、4月1日からの総合事業を開始いたします。

以上で介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けた本町の特色ある事業についての説明を終わらせていただきます。

- 議長(重光俊則君)ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上昌史議員。
- 5番(坂上昌史君) タピオステーションのところで質問です。

将来的には全地区での拠点づくりを目指すと書いていますけれども、将来的にというのは大体何年後ぐらいを目標にしますか。

- 議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。
- 健康・いきいき高齢課長(石川節子君)現在考えているのは、来年度10カ所、再来年―3年にかけて10ずつで、まずは30カ所を網羅していきたいというふうに考えております。ですので、長くスパンで考えるのではなく、まず短期的にこのタピオステーションの周知を図り、住民、各地域での拠点づくりを進めていきたいと考えております。
- 議長(重光俊則君)山本浩義健康福祉部理事。
- 健康福祉部理事(山本浩義君)ちょっと補足なんですけれども、めどとしたら3年ぐらいをめどにとっておりますが、参画していただけるやっぱり地域であるとかというのは早いうちに手を挙げてくださると思うんです。ただ、やはり3年目ぐらいになってきたら、どうしてもやっぱり進まない地域もあって、なかなか時間をかけて浸透させていかなければいけないような支援の必要な地域もある

かなというところも想定しておりますので、3年から4年をめどに取り組んでいきたいと思っております。

議長(重光俊則君)坂上昌史議員。

5番(坂上昌史君)3年か4年で大体いけそうなところは全部広がったとして、そこからこのタピオ体操とかりピオ体操+とかの効果が出たなというのは何年後ぐらいを考えていますか。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)効果につきましては、今回の3ページの図1をごらんいただきますと、継続支援の中に体力測定というのを導入しております。ですので、タピオステーションを導入していただいている地域には体力測定を年に1回行いながら、ある一定体力について、例えば、気持ちの面での介護予防であるとか、その辺については状況を逐次評価しながら体操について検討していきたいというふうに考えております。

議長(重光俊則君)坂上昌史議員。

5番(坂上昌史君) じゃ、まだ何年後に効果が出るよねということではなくて、これから見ていくという感じですか。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)まず今、南山の手台、27年度に行いまして、28年度、継続して 行うということで、1年後のフォローを4月か5月ぐらいに実施になると思うんですけれども、そ のように1年後、1年後には1年間続けた方の評価というのをある程度また示していけるかなとい うふうに思っております。

議長(重光俊則君)坂上昌史議員。

5番(坂上昌史君)では、このタピオ体操+というのを始めるに当たって、どれぐらいの期待を持って、 今、始めていますか。効果の期待は。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)体力測定におきましては、来られる方の体調がもう既に元気な方という方がいらっしゃいます。その方に体力測定の効果というのは、もう既に高い位置にありますので、5段階の5の方には5を維持する形、ただ、来られる方で、例えば当初5段階の2とか1とかいう段階の方がどのぐらい上がっているかということも評価指標になるかなというふうには思っております。

あとは、体力測定だけでははかれない人と人とのつながりであるとか、例えば、タピオカフェも行いますので、その中での助け合いの機運が地域の中で広がっていけばという気持ちもございますので、そこもあわせまして評価を行っていきたいと考えております。

議長(重光俊則君)山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) ちょっと今、課長が説明させていただいたのは、ミクロ的と言いましょ うか、個々の方の健康維持というところの観点でございました。

町といたしましては、これまで介護予防事業を10年にわたり取り組んでまいりまして、一定効果が出たと。それはなぜかといいますと、認定率、介護認定率が大阪府内平均よりも高かったのが大阪府内平均よりも低くなったと。これは一定数字としては示せるところかなというところもあります。

今回のこのタピオステーションにつきましては、やはりこの今までやってきた事業といいますのは、一定限られた教室ですので限られた方でしか浸透していかなかったんですけれども、できるだけたくさんの方に体操などをしていただき、また、課長が言わせていただいた地域へ参加していただく、社会参加をすることによって、その人の健康維持、また、認定前をずっと保つというところを目指して取り組んでいっている事業です。それは、すぐに数字的には出すことがなかなか難しいというのは本会議の中でも議員とはお話しさせていただきましたけれども、少し、中長期で見た中で、大阪府内よりも下を維持していくとか、本来ならば急な角度での認定率の上昇を少しでも緩や

かにするとか、こういったところはできるだけあるデータの中で、すぐには少し無理ですけれども、 データの蓄積の中で、何年後かにはお示しして、やってよかったなと思ってもらえるような事業に していきたいというふうに思っております。

議長(重光俊則君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番 (江川慶子君) この通所型サービスのC、訪問型サービスのC、具体的にこういうことをしますということで、きょう提案されたんですけれども、この対象者です。要介護認定で要支援1・2と認定された方、この方と基本チェックリスト、これは町がやるチェックリストですよね、それで対象者と認定された方ということで、一定対象者は絞られているということですよね。それと、要介護認定で要支援と判断された人というのは、これは地域包括を通ってここへ来るんでしょうか。その辺の確認、お願いします。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)議員、言っていただきましたように、この事業はケアマネジメントを受けてこの事業の参加という流れになりますので、通所型サービスAとかと同じように、この事業も包括や委託した居宅事業所のほうでケアプランを立てていただいての参加ということになります。

議長(重光俊則君)江川議員。

13番(江川慶子君)わかりました。

それと、タピオステーション。こちらについては、対象はどのようになっていますか。そういうのは関係なく5人以上のグループということでしょうか。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)この事業につきましては、一般介護予防事業ということですので、5人集まれば支援可能でございます。

議長(重光俊則君)江川議員。

13番 (江川慶子君) ということで、自分たちの地域の中でこういった住民運営の通いの場をつくろうという65歳以上の方がおられれば、そこを拠点にして町が支援していくよということですよね。そこが、目標は10カ所、当面いくんだということで、はい。

対象はやはり65歳以上の方が中心で、自分たちで運営して続けられるところが対象になるということですね。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)一般介護予防事業ですので、基本的には65歳以上の方が地域で来てほしいと言えば、そこにお伺いさせていただきますが、一般介護予防事業は、その支援を、例えばボランティアで入りますという方とかいう50歳の方がいらっしゃったら、65歳になっていないのでだめですということはなくて、そういう方々も一緒にご参加いただけるということになっております。

以上です。

議長(重光俊則君)ほかに質疑はありませんか。鱧谷副議長。

6番 (鱧谷陽子君) ちょっと尋ねたいのは、今もリハビリ、介護のリハビリ、デイサービスというんですか、リハビリに特化したデイサービスみたいなところがあるかと思うんですけれど、これとまた、この今のCというのは、期間が限定されているということだけが変わってくるんですか。それか、同じで、希望によっては介護認定で要支援1になった方が、リハビリのデイサービスに行きたいと言ったら、現行でやられているかと思うんですけれども、それにも行けるし、こちらの3カ月のほうにも行けるというふうなことになるんでしょうか。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君) 議員おっしゃっていただいたのは、通所リハとかいう、またサービスになりまして、その事業のほうにつきましては、この総合事業の分ではなく、そのまま予防

給付サービスとして残る事業になりますので、また、今回の介護予防・日常生活支援サービスは、 例えばデイサービスが移行した部分になりますので、通所リハと通所の介護とはちょっとまた違う 部類になっております。

議長(重光俊則君)根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事(根来雅美君)介護予防通所リハビリテーションというのは、もともとの保険給付のほうで残るサービスでございまして、このサービスの内容としましては、介護老人保健施設や医療施設などで、食事とか入浴とか排せつとかの日常生活上の支援やリハビリ、機能訓練を行うサービスでございまして、4月から始まるこちらのCのサービスとは全く違う内容になりますので、そこをちょっとご了承いただきたいんですけれど。

議長(重光俊則君)山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) 1点だけちょっと、補足なんですけれども、このCのサービスというのは短期集中ですので、短期集中でできるだけ機能を向上して、もとの生活に戻れるようにというコンセプトで、短期間で介護予防事業をやっていこうというようなことで、このCを構築しているというところで、ちょっと補足ですけれども、よろしくお願いいたします。

議長(重光俊則君)鱧谷副議長。

6番 (鱧谷陽子君) そうしますと、今、おっしゃってくださいました介護、デイサービスのリハビリの ほうは支援1・2では受けられないということになるんですか、ではないですね。それは、希望すればそちらも受けられるということだけれど、これはもう全然別で、短期集中型で、この場合はご 飯とか何もなくて、このリハビリだけをされるということになってくるのかなと思うんですけれど も。

それと、その方が3カ月たって、まだちょっと大変なところが残っているんやということになってくると、もう1期受けられるということもできるんですか。それとも、もう、そこで終わりになっていくんですか。その辺、また。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)この事業は3カ月たちましたら事業評価ということで、いろんな専門職が集まって、この方がどういうところが自立に向かえて、ここの部分がまだもうちょっと支援が必要だなというところを、ケアマネジャーも来ていただいて個別の地域ケア会議を開きます。その時点で、一般的には、一般介護予防事業、地域に、そこにタピオステーションがあるからこれからはタピオステーションのほうに行ってほしいということがケアプランに立つことが多いかと思うんですけれども、中にはやっぱりもう1クール、ここの部分を、例えば、歩くのがやっぱり15分は歩けるというのが、地域で自立するには必要ですので、そこの部分をもう少し機能的に向上させたい場合は、このアセスメント会議の中であと3カ月延長ということはあり得るというふうに思っております。

以上です。

議長(重光俊則君)鱧谷副議長。

6番 (鱧谷陽子君) これはちょっと心配というあれではないんですけれども、ちょっとほかの他市の話で、このふれあい元気教室を卒業しはった人がそういう地域のそういうカフェとかの指導者になりなさいみたいな、そういう指導をされて、その人たちがそういうところへ今度また集められて、そういうふうなところのカフェみたいなのをやっていくみたいなところを、そういうことを言ってはるという、それでそれを卒業と言って、サービスCを卒業して、卒業して元気になったからここであなたはほかの人と一緒にやりなさいみたいな感じで言われている地域があって、そういうふうなのが目的でされているというのはちょっと方向が違うんかなというふうな感じで受け取ってはいるんですけれども、多分、熊取町はそういう方向ではされないとは思いますけれども、何か、そういうところで、卒業です、はい地域で活動してくださいみたいな感じで言われている市もあるということで、ちょっと、その言われた人たちのお話を聞いたことがあったので、その辺、ちょっと心配

しました。

ちょっとややこしいのが、現行が使えて、またこのCがあって、この後から出てきますこの一般介護予防事業というのは、国が言うてはるサービスBとはまた違うんですね。その辺がもう何かごっちゃになりそうな感じで、サービスBは何か、話を読んでいると、これと同じような感じで、お茶飲んで、お互いに助け合いしましょうみたいな感覚でとられているんですけれども、その辺の違いについて、ちょっとまた教えてもらえませんか。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)まず、初めにおっしゃっていました卒業後に、あなたリーダーになりなさいとかいうことですけれども、今、ふれあい元気教室に来られている方は、もう85%が自主グループを自分たちで立ち上げて運動を継続している状況です。今、ふれあい元気教室から自主グループが3つ立ち上がって、ふれあいセンターで週1、自分たちで講師を雇って運動しております。ですので、それはこちらから行きなさいということではなく、自分で選んでいただいて、その方向に進んでおりますので、やはりアセスメントする際には、ご本人のご希望であるとか、ご本人の様子とあわせまして検討していくものというふうには考えております。

2点目の、このタピオステーションが通所型Bに似ているのではないかというご意見ですけれども、そこの違いにつきましては、通所型のBは、要支援の人とチェックリストで対象になった方が集まってするもので、また、町とかの補助を受けたりしてつくっていくものでございます。こちらのタピオステーションは一般介護予防事業ですので、そういう認定とかそういうのは関係なく、どなたでも65歳以上の方が主ですけれども、そういうのは関係なく集まってつくっていくものでございますので、そこの違いがあるということでご理解いただけたらと思います。

議長(重光俊則君)鱧谷副議長。

6番 (鱧谷陽子君) この一般予防事業のほうにも、介護認定されてもこちらに行きたいという人があれば、それは入ってもオーケーということなんですね。ただ、介護サービスBになると、まあ言うたら、そこにお金がついてくると言うたらおかしいですけれど、そういう人たちだけを集めてというふうな形で一般的なところで助け合いしましょうみたいな形で進んでいくということで捉えていいんですか。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)一般的にはサービスBに行くにも、一応簡単なケアプランは作成して行くということになっておりまして、すごく丁寧なものではないんですけれど、必要に応じてという形でなっています。

議長(重光俊則君)鱧谷副議長。

6番 (鱧谷陽子君) 熊取町ではサービスBについては、まだ考えていらっしゃらないというふうなお話 を聞いたんですけれども、この一般介護予防事業からサービスBへ行くというふうなことも、考えることは考えていらっしゃるということですか。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)そのようになっていただけたらありがたいというふうにも思っております。ただ、そこは住民運営の通いの場でございますので、その方々が、どのように思ってということになります。議員が言われたように、そうやってサービスBが熊取町でも立ち上がっていけたらありがたいというふうには思っております。

議長(重光俊則君)ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)すみません、4ページのところのみまもりアンケート調査について、もう少し教えていただきたいんですけれども、要介護や要支援の認定を受けていない65歳以上のおひとり暮らしの高齢者というので、ちょっと最近、うちの近くでもそういうおひとり暮らしの方があって、1週間ぐらいちょっと雨戸閉まったままで、どうなって、中でもしかしたら倒れているのかどうかもわかれへんということで、ちょっとご近所の方と、ご無事だったんですけれども、ちょっと心配した

というような、そんな案件があったんで、そういった見守り活動はすごく大切や、必要やということで、理事のほうにも相談させていただいた中で、今回、こういうことを立ち上げていただけるというところなんですけれども、要支援や要介護を受けている人でしたら、要支援でしたら地域包括のほうが連絡先とか、緊急の連絡先とか全て周知されていると思うんですけれども、今回、そういう方、全然何も受けていないふだん元気な高齢者のおひとり暮らしの方についての見守りということで、それは、それぞれそういう対象者の方に、希望されますかということでアンケート調査をされるというところなんですか。

それで、それをもとに、地域包括だけではなくてその見守り活動に賛同する住民と事業所というところの登録というところ、ちょっともう少し、どんなふうにやっていくのかというところ、ちょっと教えていただきたいんですけれど。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)すみません、見守りのアンケートにつきましては、まだ、このアンケートの内容というところまでは、細かくこれからつくっていきますけれども、今は、要介護・要支援の方はケアマネジャーがついておりますので、その方に連絡をすれば、何か、例えば救急車で運ばれたときに、ケアマネジャーからご身内の方にご連絡することができるんですけれども、それ以外の方で倒れられて、独居の高齢者の方でという場合は、今現在は、なかなか、何かのかかわりのある方は連絡先がわかるんですけれども、今は、それがない方は、反対にお元気な方がわからないような状況になっております。ご近所づきあいのある方は、そのご近所の方からというのもあると思うんですけれど、その網目をできるだけ細かくするためにこのアンケートでご希望を聞かせていただいたり、緊急通報装置のご案内とかもさせていただいて、何かの折にということでの分を進めていきたいと考えております。

あと、見守りネットワークにつきましては、先進事例で、八尾市であるとかありますので、要は、 そんなふうに、地域の方がこの方はどうしたんだろうとか、新聞屋が、新聞がいっぱいあってこの 方はどうしたんだろうというときに、連絡先を、例えば地域包括支援センターにじゃ一報入れてい ただくような、そういうシステムづくりというのをしていきたい。どうしたらいいんだろうという ときに、すぐに対応できるような見守りネットワークをつくっていきたいと思っておりますので、 まだ、その方々がこの65歳以上の方を私が担当して見ますとか、そこまでになるかどうかというの は、今後の形になるかと思います。

議長(重光俊則君)山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君)アンケートにつきましては、連絡先を事業者の方、登録事業者の方に教 えてもいいかということの同意なども含めて、個々にとっていきたいというふうには考えておりま す。

それと、見守りネットワークなんですけれども、ほかでやっているまち、多いのは、協定とかで 事業所とまちとが協定を結んで見守りに参画するというようなまちが結構あるんですけれども、熊 取町はできるだけたくさんの事業所の方に参画していただきたいということで、登録制という形で、 広く募集をやって、先ほど課長が申し上げましたけれども、新聞屋であるとか、外交、外を回って おられる方で、目が届きやすい方々を中心に登録していただければというところで、今後は啓発、 またそのシステムを立ち上げた際には啓発をしっかりやっていくというところで、考えております。

議長(重光俊則君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。江川議員。

議長(里光俊則君)よろしいですか。はかに質疑はありませんか。江川議員。

13番 (江川慶子君) すみません、ちょっと教えてほしいんですけれども、地域ケア会議というの、どんな会議だったかしら。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)地域ケア会議というのは、個別の地域ケア会議と地域の中で施 策を検討する地域ケア会議とがございまして、要するに、お一人の方についてどのようにみんなで かかわっていったらいいかということで、かかわっている人たちが、その人のことについて支援の 仕方を検討する会議のことを地域ケア会議というふうに申しております。そのメンバーは、そのときに応じて違います。例えば、Aさんにはケアマネはこの人、その人の近所の方とか民生委員とか、一人一人によって違いますので、会議の内容が違います。

今回、この通所型サービスCや訪問型サービスCに入れさせていただいている地域ケア会議は、 この事業の対象者でございますので、事業にかかわっている専門職とケアマネをプラスして検討する会議という形になります。

# 議長(重光俊則君)江川議員。

13番(江川慶子君)何か、もうちょっと大きなものかなと思ったら、個別でとてもいいなと感じました。これを運営していくのは町が主体になってやっていくんですよね。大変なことだなと思うんですが、これは、ふれあいセンターの決まった部屋に常設で、それで、いろんな方が個別プログラムですよね、個別サービス計画やから、この人は何時から来て、この人は何時から来てみたいな、一定の時間の中で、以前のような健康教室みたいな形ではなくて、何かイメージがちょっとわからないんで聞くんやけれども、そんな形、この人は何時から来る、この人は何時から来るみたいな形なのか、10時から12時までやりますみたいな形になるのか、その辺、ちょっとイメージがまだ定かにならないんで、教えてください。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)通所型サービスC、ふれあい元気教室の内容につきましては、 教室型でございまして、例えば9時半から11時半までを一緒に教室の中でします。ただ、違うのは、 運動をこの人は10回、この人は20回というプログラムの違いであるとか、口の体操をするときも人 によって内容を変えるとか、そういう差はありますけれども、教室は一緒にさせていただいており ます。

なぜならば、その中で皆さんが知り合いになって、あの方がいるから来るという形であるとか、 その後、自立支援で自主グループをつくっていきますので、その中の仲間づくりというのも一つ主 眼に置いております。ですので、今後も、今のふれあい元気教室の形を残したまま、通所型サービ スCのほうで事業を実施していきたいと考えております。

#### 議長(重光俊則君)江川議員。

13番 (江川慶子君) わかりました。長くおられた方、生きられた方と言うたらおかしいけれど、高齢の方なので、そんなことわかっているよみたいなことで、その人たちのプライドみたいなのを、わかっている話を長々とされるところへ座って聞いておかなあかんみたいなことになると、とても次来たくならなくなると思うんで、何か来たくなるような、これ、要望なんですけれども、楽しく和気あいあいと楽しめるようなものにしていただきたいなと思います。そうですよね、元気になってもらわなあかんのやもんね。楽しく、よろしくお願いします。

それから、タピオステーション、一般介護予防事業なんですけれども、これも要望なんですけれども、老人憩の家を拠点にしようということも案として書かれているんで、地域の長生会というのがとても今、新しい会員が入って来られなくて、ちょっと寂しい状況でもあるので、何かこの事業とタイアップして、両方がふえていくような、そういう活動への支援にもつなげていってほしいなと思いましたので、これは要望としておきます。

議長(重光俊則君)ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番(佐古員規君) タピオステーションでちょっとお聞きしたいと思います。

立ち上げ支援として、この運動指導士という方がいらっしゃるんですけれど、これは資格とかが要るのかとかいう、その辺の話をお聞きしたいのが1点と、それから、将来的にというか、DVDを活用し、住民主体で運営するとなっていますけれども、これ、そういう指導士、常にそういった方がおらなくても住民で運営するということなんでしょうけれど、それがどの程度可能なんかなというのがちょっと疑問に思っていますので、その辺をお願いします。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)運動指導士の派遣というふうにさせていただいております。ふれあい元気教室等では、健康運動指導士ということで、一つ限定しているんですけれども、タピオステーションにつきましては、健康運動指導士と同程度の資格でも運動指導士として対応を入れさせていただきたいというふうに考えております。ただ、じゃ、どの資格だということを言われますと、今、ちょっと調べているところでございます。

あと、DVDを活用して住民主体で本当にできるのかどうかというご心配をいただきました。地域の中ではいきいき百歳体操であるとか、大東市の元気でまっせ体操とかとか、そうやってDVDを活用して地域の中で実際広めている地域が、ほかに先進事例がございまして、そこの市町村の講演であるとか、実際行かせていただいて内容を見せていただいたところ、本当にDVDだけでやっておられました。ただ、ほかの市町村はもう4回やったら、もう全部、自分たちでという形なんですけれども、熊取町の場合は、そこをもう少し丁寧にということで、継続支援、何回かに1回は専門職も行きながらというところで、少し丁寧に立ち上げ支援をしていきたい、継続支援をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長(重光俊則君)佐古議員。

11番(佐古員規君)ありがとうございます。

DVDを見てということで、我々も前に八潮市でしたっけ、行ったときに、DVDを見て実際に体験してきたんですけれども、それを見ながらやれば誰でもできるというのがわかりました。

要は、今、運動指導士の話をしたんですけれども、要は、そういった感じで元気教室から分かれて、自主グループを立ち上げてということでありますので、その中にもやっぱりリーダー的な方がいらっしゃると思うんです。その方たちがもっと士気を高めるという意味で、何か指導士にかわるような何かそういった認定証というんですか、資格の何かそういうのを発行してあげてはどうなんかなと。その方に聞いたら、運動指導士ほどではないけれども、ある程度は全然いけるよというような感じのものを、何か資格を与えてあげると、資格というところまでいかなくても、何か張り合いが出るのかなというふうに感じています。その辺については、いかがでしょう。

議長(重光俊則君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君) そういう気持ちが高ぶるような取り組みについては、また順次 検討していきたいとは思っております。

以上です。

議長(重光俊則君)山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君)すみません、このタピオ体操なんですけれども、今、タピオ体操ひろめ 隊が月1回定期的に練習をしております。1回練習しましたら、修了証というものをお渡しやって おります。それがかわるというのは、そういうのは今、提案をいただいたばかりですので、それが かわりますとは、まだ、そこまでは言えませんが、一定、そういうモチベーションを上げるための 修了証というものを発行させていただいて、たまに町長も来ていただいたりしておりますので、町 長からこう手渡しして、皆さん大喜びでというようなところを拝見させていただきました、最近。

議長(重光俊則君)佐古議員。

11番(佐古員規君)ありがとうございます。

このステッカーとかのぼりというのも、これ、大変いい案だと思います。ありがとうございます。 あと、もう1点だけ、これも要望でいいんですけれども、やっぱりお年寄りの元気になる秘訣の 一つにはお孫さんとか、そういった小さいお子さんとかと一緒に活動するというのも一つの元気に なる目安かなと思っていますので、ぜひ、保育所であったり、幼稚園であったりとかで、このタピオ体操を広められて、一緒に活動する場というのもつくっていただけたら、なお元気なお年寄りに なるのではないかなと思っております。

以上です。

議長(重光俊則君)ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これをもって、介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けた本町の特色ある事業についての件を終了いたします。

次に、案件4、熊取町下水道事業経営戦略の策定についての件を説明願います。山田下水道課長。 下水道課長(山田卓幸君)それでは、熊取町下水道事業経営戦略の策定についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

1つ目の経営戦略とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画で、投資と財源の見通しを試算した計画で構成され、投資以外の経費を含めた上で、収入と支出が均衡するように調整した収支計画でございます。

次に、2つ目の国の方針につきましては、平成26年8月29日付及び平成28年1月26日付で、総務省より経営戦略の策定推進について通知がありました。その内容は、平成32年度までに100%策定することや、国の支援については経営戦略策定ガイドラインの作成などとなっており、さらには下水道事業高資本費対策に要する経費に係る地方交付税措置を講じる場合は、平成29年度から経営戦略の策定を要件とすることなどが記述されてございます。

なお、高資本費対策に要する経費については、資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費でございます。

具体的な繰り出し基準としましては、供用開始後30年未満で、資本費については有収水量1立方メートル当たり52円以上、使用料は同じく150円以上となってございます。

熊取町は記載のとおり基準に該当いたしますので、1,200万円が地方交付税交付金として措置される見込みとなってございます。この部分が今回の経営戦略策定の利点となっているところでございます。

2ページをごらんください。

3つ目の町の公営企業の経営に当たっての取り組みですが、平成30年4月からの地方公営企業法 適用を目標としまして、今年度から翌年度にかけて地方公営企業法適用支援業務を記載のとおり委 託し、取り組んでいるところでございます。平成28年12月末現在の業務遂行状況ですが、30%の進 捗率となってございます。

今後のスケジュールですが、平成29年12月議会で条例の一部改正、平成30年3月議会で公営企業会計適用での平成30年度予算議案のご可決の後、同年4月から公営企業会計での下水道事業の開始を予定してございます。

次に、地方公営企業アドバイザーの派遣事業でございますが、平成28年10月31日から11月1日の2日間、総務省から2名の方が派遣され助言をいただきました。助言の内容につきましては記載のとおりですが、特に経営戦略の策定については、経営戦略の目的は現状の課題や問題点に着眼し、その内容を住民や議会に対して公開し、事業の検証を行うことであるため、標準期間10年間にかかわらず、企業会計適用前の期間1年間だけでも策定してはどうかと貴重な助言をいただきました。

4つ目の抱える課題につきましては、①今後人口減少に伴う使用料収入の減少、②下水道普及率は78.3%であるが、いまだ約2割の住民に下水道サービスが提供できていない一方で、今後、国庫補助金の確保や人口密度が低い地域の整備となること、③管理施設の増加や老朽化などによる維持管理費の増加並びに南大阪湾岸流域下水道中部水みらいセンターの維持管理費の増加、④大規模地震への備えなど、下水道事業を取り巻く環境の変化、⑤中長期的な事業経営や経営分析が必要の5項目でございます。

3ページをごらんください。

5つ目の熊取町下水道事業経営戦略の概要については、公表書類は4ページから11ページまでの 別添資料①としています。後ほど、本文にてご説明いたします。

計画期間は、平成29年度1年間で、記載内容は、事業概要、経営の基本方針、投資・財政計画、経営戦略の事後検証・更新等に関する事項の4項目でございます。公表につきましては、平成29年3月下旬に町ホームページ、住民情報コーナー、図書館及び駅下にぎわい館におきまして予定してございます。

6つ目の資料については、別添資料②として、下水道事業中長期計画のイメージ図を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

4ページをごらんください。

熊取町下水道事業経営戦略の本文につきましては、別添資料①によりご説明いたします。なお、 様式については、総務省様式を基本としてございます。

1. 事業概要の(1) 事業の現況の①施設の項目ですが、供用開始年度が平成3年度ですので、 供用開始後26年になるものでございます。現在、法適用については非適用で、平成30年4月からの 法適用を予定してございます。

処理区域内人口密度については、60.1人パーへクタールで、広域化については南大阪湾岸中部流域下水道の関連市町として実施しているところでございます。

- ②使用料及び5ページの③組織については記載のとおりでございます。
- (2) 民間活力の活用等につきましては、現在民間委託している内容について記載しています。 指定管理者制度及びPPP・PFIについては未検討でございます。
  - 6ページをごらんください。
- (3)経営比較分析表を活用した現状分析でございますが、現在、公表されております平成27年度策定の平成26年度決算経営比較分析表を9ページに添付しておりますので、9ページをごらんください。

青色の棒グラフが本町の値で、赤色の折れ線グラフが類似団体の平均値、括弧の数字は全国の平均値となってございます。右下の全体総括の内容を6ページ、現状分析に記載しておりますので、6ページにお戻りください。

分析結果ですが、全国平均と比較した場合、経営の健全性、効率性の面では著しく劣っているというわけではございませんが、収益的収支比率は単年度赤字であり、汚水処理原価は類似団体と比較すると低目でありますが、全国平均との比較では高額となっています。今後におきましても、汚水処理費の削減と適正な使用料の維持に努めるとともに、未整備地区については計画的かつ効率的な整備を行い、的確な使用料収入の確保に努めてまいります。また、水洗化率のさらなる向上が使用料収入の増加につながることから、今後とも下水道接続への啓発活動に努めてまいります。なお、継続可能な下水道事業として、財政整備維持管理及び施設更新について中期的な視点に立った計画の策定が必要な時期となってございます。

- 2. 経営の基本方針でございますが、下水道法第1条の目的である下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全を基本理念とし、公共下水道施設の整備と水洗化の促進、下水道施設の健全な維持管理、更新とともに安定した経営基盤の確立に努めることとして、(1) きれいな川や大阪湾を守る、(2) 安全、安心な生活を支える、(3) 健全な経営で事業の継続をするを3つの柱として取り組んでまいります。
- 3.投資・財政計画の(1)投資・財政計画につきましては、10ページ、11ページに記載のとおり、平成27年度決算、平成28年度予算及び平成29年度予算案について記入しており、本町の予算費目を様式の収益的収支、資本的収支に該当分を振り分けてございます。
  - 6ページにお戻りください。
- (2)投資・財政計画の策定に当たっての説明につきましては、平成29年度1年間の計画でございますので、平成29年度予算案における取り組み内容を記載してございます。

①収支計画のうち投資につきましては、平成29年度末下水道人口普及率79.6%を目標とした事業 投資や、公債費の元金償還が平成29年度をピークに減少傾向となることなどを記載してございます。 7ページをごらんください。

②収支計画のうち財源につきましては、国庫補助金9,000万円の満額確保や水洗化の促進、地方 債の有効な活用などを記載してございます。

③収支計画うち投資以外の経費につきましては、記載のとおり6項目でございます。

次に、(3)投資・財政計画に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要の①今後の投資についての考え方・検討状況でございますが、広域化に関する事項として南大阪湾岸中部流域関連公共下水道として継続するものとしてございます。投資の平準化に関する事項として、下水道事業は今後も長い年月と費用が必要なため、財源との整合が図られている中期的な整備計画と維持管理計画の策定を実施し、効率的で効果的な整備と施設の優先度も勘案した整備計画とするとともに、施設の更新においては老朽度、緊急度など現在の長寿命計画の範囲を拡大し、下水道施設全体の検討を、また、その他の取り組みとしては、平成31年度に策定予定の(仮称)熊取町下水道ビジョンにおいて、経営戦略、整備計画、ストックマネジメント計画などに基づき、整備・更新の全体像や施設の長寿命化や施設の整備優先度を検討し、下水道事業に必要な財源確保についても検討してまいります。

8ページをごらんください。

②今後の財源についての考え方・検討状況でございますが、使用料の見直しに関する事項として、地方公営企業会計適用後、減価償却費、長期前受金戻入金及び各種引当金など、現在の使用料算定の考え方が大幅に変更となります。特に本町においては、民間開発により無償譲渡された管路が多いが、料金算定には反映されないため、今後の整備費用、維持管理費用、更新費用などを勘案した中期的な下水道使用料算定の考え方の整理が必要と考えてございます。

その他の取り組みとしましては、今後、人口減少に伴う使用料収入の減少に対応できる料金見直 しなどを検討するとともに、投資に必要な財源確保については、将来の住民負担の低減となるよう 国庫補助金の満額確保を目標とし、起債残高、償還計画や将来の更新整備に必要な財源確保など、 今後策定予定の(仮称)熊取町下水道ビジョンにおいて、下水道使用料により継続的に経営できる 下水道事業を目標として取り組み、皆様に理解される下水道事業に努めてまいります。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況でございますが、民間活力の活用に関しましては、現在未検討ですが、今後引き続き検討していくこと。また、職員給与費に関しましては、平成30年度から公営企業会計導入後、上下水道事業として人員体制の検討が必要なことや、今後、増加、老朽化する施設の維持管理体制や、技術力の低下にならないよう技術継承の検討を行うこと。動力費に関しましては、マンホールポンプ施設については現在経費の削減効果は期待できない状況ですが、先進事例等の研究を行うこと。修繕費に関しましては、具体的な点検・保守計画の策定準備が必要なこと。また、委託費に関しましては、民間での業務遂行がサービスの向上かつ経費の削減となるかの検討を行うとともに、より一層の競争の原理に取り組んでいくことなどを記載してございます。

最後に、4.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項ですが、今回の経営戦略は1年間の計画期間となっておりますので、国の示す計画期間10年での策定は(仮称)熊取町下水道ビジョンとともに平成31年度に策定し、平成32年4月1日の公表を目標として取り組んでいくこととしてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(重光俊則君)ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

一つすみません。今、中長期計画が32年度から42年度までのものが31年度末にできあがると思うんですけれど、それまでに29年度から31年度の経営戦略は計画期間1年ごとに出すということで、今からの下水道の布設計画についての具体的な計画はどの時点で示されるか、今、とりあえず、だ

から、31年度までは1年ごとのものしか出ないと、それから、32年度以降が31年度末に出すということですね。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事(永橋広幸君)全体的なことを私のほうから。

今、議長、言っていただきました1年ごとに今回まで出させていただきます。なお、平成31年度までは81%の整備目標をもとにとさせていただきまして、この中期計画を立てていきますのには、当然、2カ年を、今、考えておりまして、議員の皆様のご意見等々もお聞きしながら、整備の区域だったり、更新の計画でしたり、財源のあり方だったりということで議論していきたいと思っております。

以上です。

- 議長(重光俊則君)未整備のところができるだけ早く、工事計画が、面整備の図面はあるんですけれど も、もっと具体的にどの箇所に下水道管をつけていくんやというようなことを、もっと具体的な経 過がわかるように説明してほしいという声が、未整備地域から出ているんで、その辺はぜひ次の計 画を出されるときには考えていただきたいと要望しておきたいと思いますけれど。永橋上下水道部 理事。
- 上下水道部理事(永橋広幸君)現在まではやはり国庫補助金を主体に工事をしておりました。先ほど課長のほうから説明させていただいた、当然、国庫補助金は未来の下水道の方の経費削減、軽減ということで重要なことですので、アドバイザーの先生からも、国庫補助は必ずとっていくように、今回、この計画みたいに1,200万円の地方交付税、熊取町としてメリットあるものとか、その辺、全て考えさせていただきまして、窓口でも担当を見ていますと、やはり計画が、全体の計画はあるんですが、自治会単位で何年ぐらいというぐらいまでには、必ず。

ただ、予算のこともありますので、この区域まで幾ら、ここまでというのは、なかなか今しんどいような状況ですが、ある程度自治会単位ぐらいでというのは出していきたいな思っております。

議長(重光俊則君)よろしくお願いします。ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) すみません、もう1点聞きたいんですが、今のは計画区域のお話ですが、この熊取町下水道ビジョンを策定するに当たって、その計画区域というんですか、今、認可区域だけの話ではなくて、拡大するということも検討はその中に入ってくるんでしょうか。下水道整備の認可区域だけではなくて。

(「認可の」の声あり)

8番 (渡辺豊子君) 認可区域だけではなくて。その収益の、いつも要望させていただいている件ですが、 収益が上がる地域についてはその整備も進めていくという、その認可区域だけではなくて。そうい うこともこの下水道ビジョンの中には入ってくるんでしょうか。

議長(重光俊則君)永橋上下水道部理事。

上下水道部理事(永橋広幸君)基本的はそれとは全く違うという形で、あくまでも認可は向こう7年間なりという形で上位計画もありますし、今、処理場が流域ですので、流域とも整合もあわせたり、私たちの財政規模なり、今の下水道料金で賄えるところ、公債費の関係等々も。ただ、先ほども言うた効率のよい下水道整備というのも、一つの方策だと思います。小中学校を先にとりにいったりというところも、避難所等々もございますので、その辺も入れて、総合的に勘案させていただいて。ただ、どこどこの地区を早くとるというのはあくまでも下流からが原則基本ですので、ということでご理解していただけると、今、ここですというのは、申しわけございませんが。

議長(重光俊則君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)この資料の10ページ、11ページのところに投資財政計画とありまして、27年、28年、29年度、29年度については結局、現在の下水道事業をこの公営企業会計に当てはめた数字が書かれているのかなと思いますが、その中に、他会計繰入金というのがございますよね、この一般会計からの繰り入れ。これは、公営企業法適用後はどうなるんですか、この辺は。

議長(重光俊則君)山田下水道課長。

下水道課長(山田卓幸君)総務省から出されている項目に該当する部分としまして、14項目に当てはまれば、基準内繰り入れということで、町のほうから今後も引き続き出してもらえるということでございます。

議長(重光俊則君)坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) そのときに繰り入れの金額が何か制限されるとか、そういうことはございませんか。

議長(重光俊則君)永橋上下水道部理事。

上下水道部理事(永橋広幸君)あくまでも、総務省から通達が来ております基準内繰り入れ、特に雨の 関係とか、下水道料金では賄えない部分につきましては、それは財政と話ししまして、満額確保を していきたいと思っております。

議長(重光俊則君)よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町下水道事業経営戦略の策定についての件を終了いたします。

以上で本日の案件は終了いたしました。

そのほか、何かご報告等があれば承りますということで、井口契約検査課債権整理対策室長から損害賠償金の回収状況及び今後の対応について説明があります。

契約検査課債権整理対策室長(井口雅和君)それでは、損害賠償金の回収状況及び今後の対応について で、ご報告させていただきます。

議長(重光俊則君)資料はないですね。

契約検査課債権整理対策室長(井口雅和君)申しわけございません。今回、資料はございません。すみません、口頭のみでございます。失礼いたします。

平成29年1月末日現在の損害賠償金の納付状況でございます。損害賠償金といたしましては1億7,027万397円、遅延損害金といたしまして5,037万7,111円、合計いたしまして2億2,064万7,508円の状況でございます。住民訴訟での認定された金額が3億7,474万9,725円でございまして、損害賠償金の元金との回収率にいたしますと45.4%でございます。損害賠償金の完納に至った業者については10社でございまして、分割納付している業者が3社でございます。なお、完納に至らない業者については建設業者10社及び個人2名の状況でございます。平成28年度における回収の状況の内訳といたしましては分割納付の建設業者3社より、月額で合計113万1,000円の納付を受けてございます。完納に至らない者からの任意の納付であるとか、強制執行による回収などは至っていない状況でございます。

このような状況のもと、今後の対応といたしましては、平成28年12月議会定例会においてご審議がされました談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願及び談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願の2件の請願が全会一致により採択されたことを受けまして、今後の対応につきまして検討を重ね、町顧問弁護士との協議の結果、本町の顧問弁護士である岩本弁護士及び住民訴訟での原告側代理人弁護士を務められた畠田弁護士を中心とした行政訴訟などに精通した5名程度の弁護士による外部委員会を設置する準備を現在進めているところでございます。

こちらの外部委員会においては、請願に示される最強の法的手段についての検討並びに執行に係る効果、問題点の整理及び住民訴訟からの訴訟経過と町の対応を検証することを目的とし、最終的には報告書として取りまとめていただき、町に対し提言をいただくものと考えております。議員の皆様へは適宜報告などを行うよう努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

今後は、顧問弁護士の教示及び外部委員会からの提言を得ながら、新たな取り組みについて協議、 調整を重ね、債権回収に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたしまして、 損害賠償金の回収状況及び今後の対応についての説明とさせていただきます。

議長(重光俊則君)田宮総務部理事兼契約検査課長。

総務部理事兼契約検査課長(田宮克昭君)すみません、ちょっともう一つだけ、追加のご報告をさせて いただきたいと思います。

本日、午前中ではございましたが、岩本弁護士のほうからご連絡がございまして、他の3名の弁護士の方もほぼお話ができたということで、まだ、決定ではございませんが、内定という形でのご連絡をいただきました。正式に決まりましたら、またそのお名前等につきましても議会のほうにも、またご報告をさせていただきたいと思います。最初の会議につきましては、できる限り3月中に全員お集まりいただいて、その中でまず立ち上げをさせていただくというふうな形で今後は進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(重光俊則君) それでは、次に、道端人事課長から平成29年4月1日付組織の一部見直しについて報告をお願いします。

人事課長(道端秀明君) それでは、平成29年4月1日付組織の一部見直しにつきましてご説明いたします。

お手元の1枚物の資料のほうをごらんください。

今回の組織の見直しにつきましては、1、趣旨にございますとおり、部門ごとの業務につきまして、住民の皆様などによりわかりやすく、また、より効率的な業務体制を構築するために見直すものでございます。

見直し内容につきましては、2をごらんください。

まず、(1) 企画部でございますが、シティプロモーション推進課ですが、所管業務である観光 業務を住民部に移管するものでございます。これは、ほかの市町村におきましても、観光部門は商 工や農政部門と同じ部署で行っているところが多く、本町におきましても、以前は住民部で所管し てございました。今回、住民の方や、外から見てわかりやすい部署であって、また、観光と特に商 工のほうが連携する事業も多くあることから、効率よく実施できるほうがよいとの考えのもと、移 管するものでございます。

次に、(2)住民部でございます。先ほどご説明いたしましたシティプロモーション推進課の観光業務を商工を担当してございます現行の自治振興課に移管いたしまして、この自治振興課の課名を産業振興課に変更しました上で、観光業務を所管することによりまして、業務量が増加いたしますので、そういったところを踏まえまして、現自治振興課で担当してございます自治会、協働、そういった部門を切り離しまして、一つの課として独立させ、課名を親しみやすくわかりやすいみんなと協働課という課として新設するものでございます。

最後に、(3)事業部の名称変更でございます。部内の業務、課の所管等は変更ございませんが、 外部の皆様、特に転入促進策を推進している中で、転入されてこられる住民の方にもわかりやすい 名称に変更することとして、なおかつ、ほかの市町でもよく使われている事業部の名前を都市整備 部に改めるものでございます。

3といたしまして、今後の予定でございますが、これらの見直しによりまして、事務分掌条例等の改正をこの3月議会に上程させていただく予定でございます。また、議会関連のほうでございますけれども、議会委員会条例におきましても、事業部の名称が例規上ございますので、その名称変更のための改正の必要がございまして、こちらにつきましては議会提案によります条例改正の手続をお願いするものでございます。そして、4月からは広報紙、町ホームページ等にて周知していく予定でございます。

以上が平成29年4月1日付組織の一部見直しの内容となります。

以上で説明のほう終わらせていただきます。

議長(重光俊則君)よろしいですか。次は、大西上水道課長から熊取町水道事業の変更について報告が あります。 上水道課長(大西順二君) それでは、熊取町水道事業の変更、いわゆる事業認可の変更についてご説明 いたします。

まず、1つ目の事業変更理由ですが、水道事業の給水区域外隣接地に、平成27年11月に新たに本町の地域防災拠点とした永楽ゆめの森公園が整備されたため、給水区域を拡張するものでございます。

また、本町の水道事業認可につきましては、平成2年の取得から26年が経過し、給水人口等計画値が実績値と大きく乖離しているため、給水人口等についても変更するものでございます。なお、今回給水人口を5万人未満に変更することにより、役場、消防署、災害医療センター及び避難所などの重要給水施設への配水管の布設がえについて、水道施設等耐震化事業として国の交付金の活用が可能となるものでございます。

次に、2つ目の事業変更概要ですが、給水区域につきましては、変更前の給水区域に永楽ゆめの 森公園の区域を含めることから、ただし書きとして、大字久保及び大字野田のそれぞれの一部を含 めてございます。

次の給水人口につきましては、5 万8, 100人から4 万5, 000人に変更し、それに伴い、次の1 日最大給水量につきましては2 万6, 100立方メートルパー日から、1 万6, 000立方メートルパー日に変更するものでございます。

また、次の水源の種別、取水地点及び浄水方法につきましては、永楽浄水場の廃止に伴い、それぞれ表に記載のとおり変更するものでございます。

次に、3つ目の今後のスケジュールですが、3月定例会におきまして水道事業設置条例の給水区域、給水人口及び1日最大給水量を改正し、4月1日付で、熊取町水道事業変更届出書を大阪府泉佐野保健所に申請いたします。また、9月ごろには、平成30年度の国の交付金に係る要望書、整備計画及びアセットマネジメントに関する資料を大阪府に提出する予定としてございます。

以上でご説明を終わります。

議長(重光俊則君)ほかにありませんか。松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君) それでは、私のほうから小中学校への空調機設置事業について資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず、現在、整備を進めております中学校3校における空調機導入に係る取り組みについてご説明いたします。最初に、上の表の一番上段の3年生普通教室(少人数教室を含む)、支援学級教室でございます。これにつきましては、平成28年12月議会において、合計20教室分、内訳といたしまして熊取中学校6教室分、熊取北中学校7教室分、熊取南中学校7教室分の空調機を設置するための補正予算措置をしていただいたものについて、既に受注者との契約を締結し、年度内に設置を完了すべく事業推進しているところでございます。本年3月30日までに設置を完了し、ことしの夏からの稼働を予定しております。

2段目の電気設備工事から4段目の未設置特別教室までは、平成29年度に中学校1・2年生の普通教室及び未設置特別教室へ空調機を整備するため、当初予算案に計上させていただいているものでございます。

個々に説明をいたしますと、2段目の電気設備工事につきましては、各中学校の受電設備及び電 気幹線整備に係る設計業務を行い、この設計業務完了後に受電設備の改修及び電気幹線整備を行う ものでございます。

3段目の1・2年生普通教室及び4段目の未設置特別教室は、空調機自体の整備に関するものでございます。1・2年生普通教室の34教室分の内訳につきましては、熊取中学校が12教室分、熊取北中学校が10教室分、熊取南中学校が12教室分でございます。また、未設置特別教室の23教室分につきましては、図書室やコンピュータールームなど、既に空調機が設置されている教室以外の特別教室、具体的には、音楽室や理科室などに空調機を設置するものでございまして、内訳は熊取中学校が8教室分、熊取北中学校が9教室分、熊取南中学校が6教室分でございます。整備スケジュー

ルにつきましては、6月議会におきまして要議決案件として本契約の議決をいただき、本年12月から稼働できるように整備を進めていきたいと考えております。

次に、小学校5校における空調機導入に係る取り組みでございます。小学校5校の整備につきましては、普通教室113教室分及び未設置特別教室29教室分を対象として国の学校施設環境改善交付金の採択を受け、平成30年度から整備を進めていきたいと考えております。下の表をごらんください。平成30年度から受電幹線等に係る詳細設計業務に取りかかり、平成31年の夏休み明けから稼働できるよう整備工事を実施してまいりたいと考えています。

次に、これに係る事業費について、年度別に説明をさせていただきます。

まず、平成28年度は中学校3年生の普通教室、支援学級教室で、合計20教室分の整備を行うものでございますが、既に契約を締結しておりまして、この契約金額である1,887万3,000円が事業費でございます。この財源は全て一般財源でございます。

平成29年度予定につきましては、事業費は平成29年度当初予算案へ計上している金額、1億929万1,000円としております。内訳につきましては、受電設備等整備工事の設計委託料として313万8,000円、受電設備等整備工事として4,115万3,000円、中学校1・2年生普通教室34教室分及び未設置特別教室23教室分への空調機購入費として、6,500万円でございます。

財源でございますが、本事業は起債事業を活用して事業を進めることとしておりまして、その起債額である7,360万円を除いて、一般財源としては3,569万1,000円となります。なお、起債額の元利償還金の30%相当額2,208万円が後年度において交付税措置されるものでございます。

次に、平成30年度以降見込みは、国の学校施設環境改善交付金の採択を受けることを前提に事業費としては3億1,968万円を見込んでおります。財源でございますが、この交付金として、事業費の3分の1の1億656万円を見込んでおります。そして、この交付金の金額と起債額1億5,980万円を除いて、一般財源としては5,332万円となるものでございます。事業費合計としたら、4億4,784万4,000円となりまして、財源につきましては、交付金や起債額を除いて一般財源が1億788万4,000円となるものでございます。

平成29年度以降の事業費等の金額については、あくまでも予算額ベースにおける概算費用でございまして、ご理解をいただきますようにお願いをします。なお、平成30年度以降の見込みにつきましては、現時点での想定金額であるため、今後より一層の精査を行ってまいりますので、あくまでも見込み額ということでご理解いただきますようお願いいたします。

次に、電気代でございます。平成29年度は、中学校3年生の普通教室、支援学級教室で20教室分が稼働し、12月からは中学校1・2年生普通教室34教室分及び未設置特別教室23教室分が稼働開始する予定であり、これらの空調機に係る電気代として、224万9,000円を見込んでおります、平成30年度は、中学校の整備教室全体が稼働することとなり、その電気代として395万円を見込むものでございます。平成31年度は、小学校の普通教室113教室分及び未設置特別教室29教室分の整備を行い、これが年度途中から稼働いたしますので、これを加えた電気代として827万6,000円を見込むものでございます。平成32年度以降は小中学校の整備教室全体が稼働することとなり、その電気代として1,065万4,000円を見込むものでございます。

小中学校の空調機設置事業についての説明は以上でございます。今後は大阪府と連携調整を密に して、平成30年度における国の交付金確保に向けて最大限に努めてまいりますので、ご理解いただ きますようお願いいたします。

以上でございます。

議長(重光俊則君)ほかに報告事項とかありませんか。よろしいですか。江川議員。

13番 (江川慶子君) すみません、ちょっとお時間いただいて。水道事業のことなんですけれども、すみません。

先日、洗管作業がありまして、これ、町内全体だったのかちょっとわからなかったんですけれど も、水圧が変わったように思うんです。家で使っていて感じるんです。ちょっとその辺、全然連絡 も、議員としては連絡も何もなくて、広報に載っていたのかもわかれへんのやけれども、ちょっと 突然だったんで、その経過とその目的を教えていただけたらなと思いまして。

議長(重光俊則君)大西上水道課長。

上水道課長(大西順二君)今回行いましたのは、配水区域の統廃合ということで、久保にございます第 2配水池を廃止して、もともと第 2配水池の持っていた区域を第 3 配水池、町民グラウンドの南側 にあります第 3 配水池から水を送ることになりました。その作業を21日の夜から22日の早朝にかけて、実施しております。水圧の上がった件ですが、第 2 配水池よりも第 3 配水池のほうが標高の高いところにありますので、その分でその標高差の関係で水圧が高くなっております。19メートルほど高くなっておりますので。

あと、皆様への広報なんですが、該当する自治会さんのほうには区長さんを通じて回覧板でお知らせの文書を回させていただいております。小垣内もお配りさせていただいております。あと、当日は、防災行政無線と広報車、そしてあと熊取町のホームページ等でお知らせをさせていただいておりました。

議長(重光俊則君)ありがとうございました。渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 組織見直しの件ですけれども、自治振興課が2つに分かれたということで、今、同じ自治振興課が煉瓦館と本庁とで課が分かれていたんですけれども、今回これでみんなと協働課は 煉瓦館で、産業振興課は本庁ということでよろしいんですか。

議長(重光俊則君)道端人事課長。

人事課長(道端秀明君) 現時点では、組織の見直しによりまして執務室を変えるというふうな動きは特にございませんでして、現時点では煉瓦館にみんなと協働課、それで、自治振興課の場所に産業振興課ということで今のところ進んでいるかなというふうに考えてございます。

(「本庁ですよね、そっち」の声あり)

人事課長(道端秀明君)はい、そうです。

議長(重光俊則君)よろしいですか。阪口議員。

4番 (阪口 均君) 空調のことでお伺いするんですけれども、熊取北中学校の競争入札が不調という状況で、3校の金額になっていますよね。この北中というのはどういう扱いに今後なっていくんですか。

議長(重光俊則君)松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)熊取北中学校の入札の件ですけれども、入札の結果、不調ということになったんですけれども、その後、2つの業者の中で随意契約という形で見積もり合わせをさせていただきまして、安価な金額を提示した業者と締結をしております。

以上です。

議長(重光俊則君)では、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「16時55分」閉会)

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長 重光俊則